

令和 6 年度共通化の対象候補案に対する地方自治体からの意見について

参考資料 2

#	分類	意見	団体種別
1	全体について	今回挙げられている共通化対象候補案については、事務のオンライン化や業務軽減を図るものであり、実現に向けて検討を進めていただきたい。	都道府県
2	全体について	対応に苦慮している業務が多いため、早々に対応を実現していただきたい、スピード感を持って実施していただきたい。	都道府県
3	全体について	20業務の標準化ですらままならない状態なので、現時点でその先のことに対応するのは、自治体の業務的にもベンダのリソース的にも不可能です。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
4	全体について	標準化法の対象である業務（いわゆる20業務）と密接に関連する業務・システムの共通化ということで、非常に意義のある方針であると思います。 しかし、標準化法の対象である業務（いわゆる20業務）システム自体が、事業者の開発遅延により、いつまでに移行できるか不明瞭な中で、本方針を先行して検討してしまうと、手戻りの発生等、効率的ではない事象が発生するのではと懸念しております。 標準化法の対象である業務（いわゆる20業務）システムについては、事業者側の開発・移行スケジュールのマネジメントができていないため、デジタル庁担当部署と密な連携のうえ、方針を進めていただきたいと思います。	中核市
5	全体について	・地方が実情に応じて円滑に対応できるよう然るべき時期に詳細なスケジュールをお示しいただくようお願いする。また、国においてスケジュールの見直し等が見込まれる場合は、速やかに地方へ情報を提供し、地方への影響等について説明いただくようお願いする。 ・共通化するシステムと関連する他システムのと連携や拡張性についても地方の状況を踏まえた上で検討いただきたい。 ・地方の判断において安心安全に共通システムが利用開始できるよう、国においては地方の意見や状況を十分に把握されるようお願いしたい。	都道府県
6	全体について	国・地方デジタル共通基盤の整備については、現在の基幹20業務のシステム標準化の状況を踏まえ、各自治体職員に過大な負担を強いことがないよう注意されたい。	特別区
7	全体について	国・地方デジタル共通基盤の整備については、現在の基幹20業務のシステム標準化の状況を踏まえ、開発期間（移行期間）についても無理のないものとされたい。	特別区
8	全体について	国・地方デジタル共通基盤の整備については、現在の基幹20業務のシステム標準化の状況を踏まえ、補助金についても柔軟な対応を希望。各自治体の負担が極力ないものとされたい。	特別区
9	全体について	今回ご提示いただいた資料においては、目的及び個別システムの議論には着手されていますが、構築するすべてのシステムにおいて以下のアーキテクチャ、設計ポリシーを認識した上で推進願います。 ・拡張性、サービス展開の迅速化を実現するアーキテクチャ（マイクロサービス、API提供可能）であること。 ・コスト最適化を実現できる実装であること（クラウドネイティブな実装の採用、コンテナ、サーバレス等のコスト提言につながるサービス採用） ・可用性、対障害性向上につながるアーキテクチャ（DPI止まることが無いように）	都道府県
10	全体について	共通化するシステムにおいても使用するフォント・文字が共通化されるようデジタル庁の行政事務標準当用明朝フォントを使用するとともに、国や地方公共団体の新規及び既存システム（標準準拠システム以外）でも文字の共通化が進むようにデジタル社会推進標準ガイドライン（Normative）や法令等で規定願います。	都道府県
11	全体について	デジタル共通基盤のSLAを明確に設定願います。 地方自治体でデジタル共通基盤を使う・使わないの判断材料になるものが必要だと認識しています。	都道府県
12	全体について	共通化の対象候補となる業務・システムについては特に意見等ありませんが、全体として各業務・システムへのサイバー攻撃等セキュリティリスクが従来は各自治体に分散されていたものが、共通化することで攻撃対象が一点に集中され、それによって共通化システムが利用できなくなってしまった場合の各自治体の業務への影響が甚大となる可能性があるため、共通化することによるセキュリティリスク及び対策についてもご検討いただけると幸いです。	政令指定都市
13	全体について	本県を含め、各都道府県だけでなく、業界団体や民間事業者が、複数のAEDマップを運用しているが、住民の生命に関わる内容であることに加え、正確なデータ登録・運用が重要であることから、国による一元管理を行うこととし、システムの共通化を図るべきと考える。	都道府県
14	全体について	登記事項証明書の添付を前提とする申請・届出に係るシステムでは、デジタル庁と法務省でお取組んでいる「登記情報連携を用いた登記事項証明書の添付省略」の活用を前提とし、申請・届出内容と登記情報の突合やチェックが自動化されるよう検討願います。同添付省略によって申請側の国民の負担軽減となり、同自動化によって自治体側の作業負担軽減となります。 具体例としては②環境法令に係る申請・届出システムであると考えています。	都道府県
15	全体について	現在提案されている共通基盤整備の案について、職員減少が大きな問題となる小規模自治体にとってメリットのある整備メニューが示されていないと感じる。国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第1回）の参考資料2の14（選挙）、21（DV）、26（学童保育）、120（被災者支援）などの方がメリットが大きいのではないか。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
16	全体について	災害関連情報の共有・集約の共通基盤としての総合防災情報システム、被災者への円滑な物資支援のための物資調達・輸送調整等支援システムと災害関連業務でも国により一部システム共通化が図られているが、それら以外の災害関連業務についても、標準仕様書による標準化ではなく、共通SaaSによる共通化が望まれる。（業務例：避難所運営効率化、指定避難所以外の避難者の把握・支援、TYPESの取組である広域被災者データベース等）	政令指定都市
17	全体について	以下のような共通機能について、デジタル共通基盤での扱いを明確にした計画を提示願います。 ・データ分析基盤 ・ペースレジストリ ・住民の方のポータル機能	都道府県
18	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	入札参加資格審査システムについては、事務の広域化と併せてシステムを共通化することによって、官民ともに大きな事務の効率化が見込めることから、令和6年度共通化の対象としていただくようお願いします。	中核市
19	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	現在、総務省では、総務省職員と地方公共団体職員とで構成する「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」（以下「実務検討会」という。）を開催し、入札参加資格審査の共通の申請項目等や申請方法（入札参加資格の有効期間、審査の申請時期・受付期間、受付方法等）、広域又は全国的な共通システムの整備の方向性について検討していると理解しており、当市にも意見照会がある状況です。 推進方針案を策定するにあたっては、実務検討会での検討内容を踏まえた上で、単なるシステムの共通化だけではなく、事務の広域化を含めた最終的な入札参加資格審査事務の在り方を念頭に置いたものとしていただくようお願いします。	中核市
20	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	本県では、本県と県内市町村（指定都市を除く）、公社、事務組合等により協議会を構成し、その中の事業として入札参加資格申請システムを運用している。 そして、協議会の複数の団体に入札参加資格申請を行う場合は、その中の1団体を代表審査自治体として審査を行っている。 全国規模で共通化を実施した場合、県境を越えた申請が起こりうるが、効率的な事務作業のために共通化した申請の審査事務の在り方も考えていただきたい。	都道府県
21	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	入札参加資格審査は、申請を行う事業者はもちろん、審査を担当する自治体職員の負担も相当大きく、事務負担が軽減されるシステムの開発を望みます。	都道府県
22	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	共通化したシステムの導入以降も、総務省が主導しリーダーシップを持って管理・運用・調整に当たるとともに、地方自治体ごとの判断に任せる取り扱いを行わない方針を策定されたい。	中核市
23	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	本県では「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき総務省からの各種通知や照会等に対応しながら、共通化に向けた事前作業を行っている。	都道府県
24	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	全国共通システムにおける利用者として都道府県や市町村等の普通地方公共団体のみを挙げているが、一部事務組合等の特別地方公共団体についても利用者に加える必要があると考える。	都道府県
25	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	共通システムとして1か所に申請が集約される場合、サイバー攻撃のリスクが高くなり、情報漏洩等の問題が起こることが懸念されるため、高いセキュリティ性を常に担保していただきたい。	政令指定都市
26	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	各自治体により異なる有資格業者の格付や格付の元となる評点の算出方法を統一する方法について今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	都道府県
27	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	入札参加資格審査（特に建設工事）については、各行政庁独自の審査項目が設けられており、その項目も多岐に渡っているため、審査項目の標準化や共通システムの仕様の決定にあたっては、事前に十分な調整が必要と考えます。 このため、安易に共通システムの運用開始時期等を決めるのではなく、調整の進捗等を考慮して柔軟な対応をしていただきたい。	都道府県
28	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	本県の入札参加資格審査は、独自の審査項目があること及び審査項目の変更が比較的频率に行われる傾向にあることから、共同利用する場合に導入されるシステムは、それらに対応できる柔軟性の高いものである必要があります。	都道府県
29	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	入札参加資格審査システムを統一することには概ね賛成。 しかし、審査項目については、今存在する項目をそのまま採用するのではなく、固定観念を捨てて本当に必要な項目かどうかを見極めたくうえで設定して頂きたい。 例えば、経営状況を確認するための確認書類については、赤字の会社は入札参加資格を認めないという取扱いにしているのであれば必要であるが、そうでなければ求める必要はないと考える。 また、国の全省庁統一資格並に申請項目が設定されると、本県が求めている申請項目よりも多いことから、多くを占める中小地場企業・個人事業主への負担が増大することが予想されるため、統一システムへの参加が困難となる。 さらに、統一システム導入後は、各自治体で運用している入札システム等との連携が必要となるが、様々なシステムとの連携が容易に行える設計となるようにして頂きたい。	都道府県
30	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	全国共通システム導入の際に、地方公共団体が独自で設定している入札参加資格審査における提出資料等について配慮いただきたい。	都道府県
31	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	入札参加資格申請については、地方自治法施行令第167条の5により普通地方公共団体の長が必要な資格を定める。 共通化を実施した際は、それに加えて担い手3法への対応等、国として入札の受注者に求める情報を入力する様式にすることで、効率的に全国のデータを収集できるのではないだろうか。	都道府県
32	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	システムだけでなく、入札資格審査の効率化を図るために、入札資格や審査基準、資格者名簿についても国と地方が共有できるよう制度等の見直しについても検討いただきたい。	都道府県
33	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	入札参加資格の申請手続が各自治体によって異なる現状について、申請手続きの共通化によってどのように対応するか方針を決定したうえで、共通システムの導入の可否・仕様を検討していただきたい。 とりわけ、入札参加資格の「有効期間」、「申請時期」については、自治体によっては4年以上の長期の有効期間や、年度途中での追加登録に対応できる申請時期を設定して運用している例もあることから、各自治体の「有効期間」、「申請時期」の違いに対応できるシステムの構築をお願いします。	政令指定都市
34	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	各自治体の申請ページを容易に作成できるシステムを構築していただきたい。例えば、標準化で定めた申請項目の一覧から各自治体が必要とする項目を選択すれば、その自治体専用の申請ページを自動で構築できるなど、自治体側の作業負担が低いシステムが望ましいと考える。ただし、自治体独自の申請項目が必要なケースも考えられるため、それに対応するためのカスタマイズ機能も必要であると考える。	政令指定都市
35	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	公共工事においては、建設業許可（500万円以上の工事）及び経営経営事項審査結果が必要であるため、入札参加資格審査システム（建設工事）においては、建設業許可及び経営事項審査結果の最新情報を取り込み、入札参加資格を申請しようとする建設業者が、当該許可及び審査結果を有する業種しか入札参加希望業種として選択できないようにしてほしい。	中核市

#	分類	意見	団体種別
36	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	自治体によっては、経営事項審査の完成工事高又は技術者数の大小により希望業種の制限（建設工事）をしたり、希望業種数を制限（建設工事、建設コンサル、物品調達等）しているので、各自治体の設定（しきい値）により制限の範囲でしか希望業種の選択ができないような機能を実装したほうがよい。	中核市
37	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	申請時期を統一する場合は、発注の繁忙期となる3月から5月は避けてほしい。	町村
38	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	申請時期を統一する場合は、登録期間の切れ目が発生する可能性がある。切れ目が発生しても支障ない旨の方針等を事前に示してほしい。	町村
39	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	入札参加資格審査における共通審査は、国と地方公共団体のどちらが実施するのか。または、それ以外の任意団体や民間への委託等を想定しているのか、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	都道府県
40	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	入札参加資格審査における共通審査終了後に実施する地方公共団体毎の個別審査についても、共通審査と同様に全国共通システムで実施できるよう配慮いただきたい。	都道府県
41	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	今後当県では入札参加資格審査における提出書類の電子化を予定しているが、全国共通システムを導入する場合も書類提出の電子化対応についてご配慮いただきたい。	都道府県
42	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	当県では現在資格の有効期限は3年間であるが、全業者のうち1/3の業者に対して資格の更新手続きを毎年行っている。システムの導入により定期審査のタイミングも共通化されるかどうかは、総務省の各種照会から読むことができなかったが、3年に一度全業者の定期審査を行うこととなった場合、体制の面で非常に困難となるため、その点の配慮をお願いしたい。	都道府県
43	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	・他にも、本市では2年に1度必ず更新が必要になるため、業者の負担、また本市の事務手間も考慮し、簡素化できるところは簡素化し、デジタル化できるところはデジタル化するなど様々な対策を行ってきました。また、業種区分は本市の状況に合った項目の設定を行い、それをもとに契約管理システムも修正し改善してきました。本市の現状に鑑みると共通化されることで手間も増え、業者（市内の小さな個人商店等）も新たなことに対応する必要がでてくることでハードルがより高くなるように感じています。こうした状況を踏まえ、共通化されるとしたら国への申請をもって名簿への登録が完了する仕組みを作っていただくなど大きな事業でないかと、本市においてはメリットがございません。様々な角度・観点からご検討いただきたいと思います。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
44	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	本項目の入札参加資格の範囲は、建設工事・測量・コンサルタント及び物品・役務等の名簿の両者を対象にしてほしい。	都道府県
45	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	建設工事における発注種別の分類は今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	都道府県
46	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	総務省の検討会において、物品・役務等における入札参加資格審査のみを共通化することとされているが、当県では現在同一システムで処理しており、全国共通システムにおいて建設工事等の入参加資格審査についても対象としないと、かえって事業者の負担増加につながると思われる。	都道府県
47	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	現在当課の入札は2件/年（随意契約を除く）あり、入札件数が少ない部署でも業務効率化の観点から有効に活用できるシステムを希望する。また将来的に全ての入札事務が電子化されることを見据えたシステムを希望する。	都道府県
48	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	共通化により業者の負担の削減に有効であると考えられる。「共通化の対象選定に向けた令和6年度の作業依頼について（案）」にも「審査以降の後続の手続きのデジタル化を念頭に入れながら」と記載があるように、当県では競争入札参加資格者名簿を財務会計システムで管理しているため、入札参加資格審査システムから財務会計システムへデータの共有ができる機能があると、当県の資格審査業務もオンライン上で完結することになり効率化が図られるため、検討をお願いしたい。	都道府県
49	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	対象候補の提案募集の段階では、「財務会計業務」や「調達関連事務」など会計事務について広く提案があった。会計事務についても「入札参加資格の審査以降の後続の手続」に含めて共通化してほしい。	都道府県
50	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	意見照会の資料によれば、「①入札参加資格審査」後は「②入札の公告」のフローとなっている。入札参加資格申請後の認定、審査結果通知、名簿公表、業者情報管理の機能を、入札参加資格審査システムに実装してほしい。 実装頂ける場合、業者情報の項目（指名停止の有無や期間、指定給水装置工事業者、優秀工事表彰業者など）は自由に設定できるようにしてほしい。	中核市
51	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	入札参加資格審査において、電子化やオンライン化に対応できない事業者にも配慮いただきたい。	都道府県
52	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	入札参加資格審査に伴い、提出書類については自治体ごとに何が必要であるかを記載した添付書類を付けて業者に周知するようにしてほしい。 （申請項目は統一で良いが、必要書類については項目を作らず、システムへの自由添付として申請自治体ごとに必要な書類を添付するようにする）	都道府県
53	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	物品調達に関する登録事業者の中には、高齢者が個人経営している零細企業もあり、電子申請に対応できない事業者も存在する。入札参加資格登録が電子申請のみではなく、実情に応じ、紙での申請を行えるよう柔軟なシステム構築を希望する。	中核市
54	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	離島などの小規模自治体においては零細企業からの申請が多く、システムでの申請に不慣れなため、業者の負担増や申請自体を控えることが懸念されるので、入力項目の簡略化やマニュアルの整備などを配慮願いたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
55	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	全国の地方公共団体がJACICの電子入札コアシステムをベースにした電子入札システムを使用しており、当県も同様である。全国共通システムを導入する際は、電子入札システムと入札参加資格審査システムとの連携についてご検討いただきたい。	都道府県
56	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	1 共通化範囲について、システムの設計において、どの程度の項目を共通化するかという点が大きな論点となる。全ての項目を共通化することで、システムの運用が効率化されるが、自治体独自の制度や運用に対応できなくなる可能性がある。 2 システム連携について、既存のシステムとの連携や、新しいシステムへの移行は、技術的な課題だけでなく、コストや期間も問題となる。 3 利用者の利便性について、申請を一元化することで、事業者の事務負担を軽減することができるが、システムの操作性や、必要な情報量の増加が、新たな負担となる。 4 コストについて、システムの導入・運用には、初期費用だけでなく、保守費用や人件費など、継続的なコストがかかる。費用対効果を十分に検討する必要がある。 5 既存システムとの整合性について、既存のシステムとの連携が難しい場合、システムの入れ替えや、新たなシステムの開発が必要になる。 6 自治体間の連携について、異なるシステムや運用方法を持つ自治体間の連携は、調整に時間を要し、費用もかかる。 7 利用者への影響について、システムの変更に伴い、事業者の業務プロセスが変わるため、十分な周知とサポートが必要である。 8 コスト分担について、システムの導入・運用にかかる費用を誰が負担するのかという点は、自治体間の合意形成が重要である。 9 運用体制について、申請件数の増加に対応するため、審査体制の強化や、人員の配置が必要になる。	都道府県
57	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	当県では既に県及び県内全市町村が入札参加資格審査と物品・役務等や建設工事等の入札をシステム共同利用で行っているところであり、入札参加資格審査システムが共通化となった場合であっても、事業者及び地方公共団体の負担が増えないよう配慮いただきたい。	都道府県
58	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	当県では入札参加資格審査、電子入札等を一体としたシステムを運用しているため、入札参加資格審査システムのみが共通化となった場合には、電子調達システムの改修ないし再開発が必要となるが、その際の費用についてご配慮いただきたい。	都道府県
59	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	当県では入札参加資格審査、電子入札等を一体としたシステムを県内全市町村と共同利用している。全国共通システムの移行につき、地方公共団体のトータルコストや事務負担が増加しないようにご配慮いただきたい。	都道府県
60	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	○既登録事業者は県内のみで営業する者が多数であり、県としても入札参加資格者名簿閲覧システムや財務会計システムなどの連携済みのシステム改修が必要になるなど、登録事業者、自治体どちらにとっても既存の申請様式及び申請システムを変更するメリットがない。（当課題は総務省の照会（令和6年3月8日付総行第116号）で回答済み。） ○国で統一の申請システムを構築されるのであれば、各自治体の上記の既存システム等と容易に連携できる仕組み（データアウトプット機能など）または名簿閲覧システムも含めた統一化が必要であり、更には、申請事業者に国税の未納がないこと及び役員に暴力団関係者がいないことなどの審査事務を国がまとめて行うのであれば、自治体にとってメリットが出てくると考えられる。	都道府県
61	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	入札参加資格の申請項目が膨大かつ複雑であれば、審査側及び事業者側ともに、システムを共通化するメリットはあるが、現在の「物品製造等」に係る申請項目はそのような状況にない。 独自システムより、システムを共通化した方がトータルコスト（構築費用、保守管理、サーバーリース料等）を最小化できるのか十分な検証が必要と考える。 本県（物品製造等）では、原則として総務省が示す標準仕様を採用し、また、電子申請システムは、デジタル担当部局が運営する既存システムを活用していることから、新たな共通システムの導入はコスト増となる。 また、本県では、入札参加資格審査は、「建設工事」、「物品製造等」、「役務」に分類され、それぞれ目的が異なることから、申請項目も異なり、複数の入札参加資格を必要とする事業者も少ない。また、それぞれに共通する申請項目は少なく、共通化するメリットは少ない。	都道府県
62	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	本県では、既に電子申請システムを導入しているため、新たな共通システムを導入する際のデータ移行は簡易でスムーズなものとしていただきたい。	都道府県
63	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	工事・設計・コンサルタントの入札参加資格審査については、経営審査事項や建設業許可、納税確認等様々な公共団体への確認事項がある。 本県では、経営情報のデータベースと入札参加資格申請システム上で紐付けするようになっているが、共通化はそのような横の繋がりも含めて行っていただきたい。	都道府県
64	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	本市では、電子入札システムを導入済みである。入札参加資格審査システムから電子入札システムや財務会計システムへ事業者データ連携の仕組みも併せて検討いただきたい。	中核市
65	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	現在、県を始めとする市町村と関連団体で共同で運用している共同システムにおいて入札参加申請を行っている。 全国規模での標準化やシステム化で機能改善やコスト減が見込めるなら共通化に賛同するが、現システム負担金以上の支出は困難と思われる。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
66	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	既に東京都内の共同運営サービスで自治体共通の資格審査を行っているため、移行する際に機能の低下などが無いようにご検討いただければと思います。	特別区
67	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査について」では、共通システムにおいて、申請を受け入れた後、申請資料を①メールで各地方公共団体に転送する、②各団体がダウンロードするの対応の可否について回答しているところではありますが、いまだ詳細が不明な状況です。このため、システムの全容が不明な状況では、対応の可否およびトータルコストの最小化の具体的な方法についての判断が難しいと考えます。 そもそも①②について、方向性としての疑問は残るところです。各事業者のデータについては、データ化して連携できれば、各市町においてデータ活用ができずデジタル化の推進とは言い難く、現時点データ化している当市からすると逆行すると考えております。PDFファイルについては、共通化し、入力されたデータの整合性の確認のための付属資料に過ぎないという整理をして、共通化のシステムを整備を進めてもらいたい。 現段階で想定される課題点としては、以下の点が挙げられます。 ①本市では、入札参加資格審査システムと契約管理システムを一体的に同一業者に保守委託しており、入札参加資格審査システムのみを先行して共通化されると既存の契約管理システムとの連携ができなくなるため、各システム間の連携調整・改修を事前に行う必要があること ②地方公共団体の中には、新たに同システムを導入したばかりであり、長期での契約を締結している団体は、すぐに契約解除できない可能性があること ③総務省からの「調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通の申請方法のたたき台に関する意見照会」の中で入札参加資格の有効期間について検討いただいており、たたき台においては共通化する有効期間を「3年」としているが、「2年」で運用している地方公共団体等もあり、一斉に共通化すると審査事務を本来の審査対象年以外の年に行う必要性がでること から、実際のシステム共通化については、短期間での移行ではなく、中長期（5～10年程度）かつ地方公共団体が任意の判断で移行のタイミングを決定できるよう検討いただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）

#	分類	意見	団体種別
68	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	本市において、電子システムを通じた申請受付をおこなっており、申請項目も市独自の市民従業員数なども把握できるようにしている。 障害者雇用者数、消防団員数なども把握し、そうした内容を反映させた格付を、システム上で実施している。 名簿はシステム上で管理され、代表者変更や受任者変更等の変更届もシステムで受付し、名簿に即時反映をさせている。 そのシステムでのデータは連動されており、入札事務の名簿の作成、業者選定、通知などの入札の実施を監視するシステム上で構築されている。 また入札後の契約事務（変更契約、検査事務等）もすべてシステムで管理しており、いわば関係する入札や契約すべての業務が、パッケージ化された状況で、本市の業務が行われている現状がある。 審査項目の統一、受付の統一をおこなう共同化は非常に利便性が高いものと考えられるが、一方で入札事務、契約管理事務のシステム構築が連動しないため、システムの大規模改修が必要になることが見込まれる。また改修費用も非常に高額になると考えられる。 入札参加資格、入札事務、契約管理事務のすべてをパッケージ化されたシステムを利用している自治体をほかにも多数あると聞いており、改修や改修できるまでの人的労務コストなど、行政コストとしては非常にコスト高となり、その部分までを考慮した上で検討していただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
69	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	・本市では申請受付を市オンライン申請システム（本市で全庁的に利用している独自の申請システム）を活用して行っており、審査後は契約管理システム（業者情報や契約情報を管理するシステム）もあるため、共通化されると新たなシステムの導入費や改修費が必要になることが見込まれます。本市の財政状況では全額補助が出ないに対応できません。共通化への理解は示しますが、トータルコストの最小化を図るにはあまりにも金銭的課題が山積していると考えます。各団体の状況に対応した仕組みが作成できるのか、その作成した仕組みを活用するために必要な経費を用意できない団体には何かしら対応がなされるのか。十分にご検討いただきたいです。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
70	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	建設工事・測量コンサルにおける入札参加資格審査システムの導入時期は、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	都道府県
71	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	地方公共団体が負担する入札参加資格審査システムの導入や運用にかかる費用は、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	都道府県
72	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	既に独自で入札参加資格審査システムを導入している自治体が共通システムに切り替えられるよう支援をお願いしたい。	都道府県
73	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	既に申請システムを構築し他の基幹システムとデータ連携している場合、共通化システムを利用することは金銭的時間的に莫大なコスト増となるため、選定の際は国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第1回）の資料5（作業依頼）にある「その際、既にシステムを導入している地方自治体にとっての共通化後の調整コスト等や入札参加資格の審査以降の後続の手続のデジタル化を念頭にいれながら、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。」について、共通システム稼働後に申請システム移行準備期間を5年以上等十分に設定し、連携する他システム改修費用について無期限で全額補助する等、負担増コスト増とならない明確な方針が出せることを前提に選定されたい。	政令指定都市
74	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	本市は既にシステムを導入済みであるため、共通化に伴うシステム改修費用の補助を行っていただきたい。	中核市
75	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	システムの導入・運用にはそれなりの費用がかかるものと想定しており、財源の確保について難航することが予想されるため、利用しやすい交付金制度など、国からの支援を検討してほしい。	都道府県
76	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	新たな共通システムを導入する際のコストに対しての支援措置をご検討いただきたい。	都道府県
77	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	新たな共通システムを導入するスケジュール策定等について総務省に依頼しているが、各地方自治体への導入サポートについても、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	都道府県
78	① 入札参加資格審査システム＜総務省＞	各自治体の新規システムの大まかな年間使用料について、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	都道府県
79	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	開発の段階で自治体の試用期間を設けるなど、現場意見を取り入れたものにしてほしい。	政令指定都市
80	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	システム使用時の利便性等を考え、先行事例である他法令の共通基盤における課題等を踏まえて、システム構築してもらいたい。	中核市
81	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	廃棄物許可申請の書類には、個人情報が含まれるので専用端末を用意し、権限のある職員のみが受付できるようにした方がよいかと考えます。	中核市
82	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	全国の地方自治体が同システムを使用すると、サーバの負荷が大きいと予想されるので、アクセス集中時に動作の円滑性が損なわれる、最悪の場合サーバがダウンするなどの事態が起きないよう、設備には十分に余裕を持つようお願いします。	政令指定都市
83	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	資料の中でe-Govと国の電子決裁システムとをつなぐシステムとしてAPIが表記されている。このAPIについて各自治体に提供してもらえるのか、各自治体で開発が必要となるのか明示してほしい。	中核市
84	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	廃棄物許可には「許可証」が発給されるが、ネットで有無を確認できるので許可証を廃止してはどうでしょうか。併せて契約書への添付も不要としてはどうでしょうか。将来的にすべてオンライン化を図ることを念頭に検討をお願いします。	中核市
85	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	産業廃棄物許可については、法定受託事務であるが、書類申請のデジタル化やオンライン化を図るのであれば、地方や遠近が関係なくなるので、国が許可申請の受理を行い、申請に基づいて各自治体の実態調査をさせ、国がその結果を踏まえて許可の処分を行うということも検討してはどうでしょうか。申請書類、審査基準の一定の一元化を図ることができ、対象事業者の許可申請の負担軽減につながると考えます。また、これまでどおり各自治体ごとに業務を行うとしても、申請受理のみではなく許可決裁までできるようなシステムを構築してほしいと思います。	中核市
86	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	【一般粉じん発生施設設置届】原則いつまでに届出しなければいけないか明確化してほしい。一般粉じん発生施設は現状事前の届出（審査期間及び受理書なし）となっており、事前相談等なくオンラインにより届出を行われた場合、届出書類が形式的に適合していれば飛散防止対策が不十分であっても受理することとなり、その後の指導が難航することが予想される。	政令指定都市
87	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	現状、正本/副本を2部届出することとなっているが、副本の取り扱いについて全国統一してほしい。（副本返却機能付与(収受番号付き副本電子版の交付等)、電子申請をもって副本に代える等）	政令指定都市
88	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	届出日の考え方として、システムに入力された日ではなく、自治体担当者が形式的に書類が揃っていると確認した日としてほしい。それに付随して、全国の自治体で届出日の考え方にずれが無いよう統一してほしい。	政令指定都市
89	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	環境法令と言っても該当する個別法令は多岐にわたるため、まずはシステム共通化により事業者及び自治体の利便性が特に向上すると考えられる手続きでスタートし、順次対象法令を拡大していくことが望ましいと考える。 ＜共通化により利便性が特に向上する手続きの判断基準の例＞ ・電子申請の利用率が高く、かつ、区域をまたがって申請・届出が行われることが多いと想定される手続き ・システム共通化により、各種登記等の申請・届出者による添付が不要となり、かつ、申請・届出審査時にオンライン上で確認できる手続き（住基ネット・法務局システムとの連携）	都道府県
90	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	対象になる法令や申請内容について早めに示してほしい。	政令指定都市
91	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	産業廃棄物処理業の許可申請についても電子申請が可能なシステムとしてほしい。	中核市
92	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	中核市では産業廃棄物のほか一般廃棄物処理業の許認可も行っていることから、一般廃棄物処理業の許認可・各種届出についても対応できるシステムとしてほしい。	中核市
93	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	新規の許可申請や届出等、事業者へ添付書類の種類が多いものや直接確認する事項が多数あるものについては、システムで一律に審査処理することは難しく、従来どおり書類による申請が望ましい。一方で、簡易な届出等については、システムによる処理で効率化が図られると思われる。	都道府県
94	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	下水道法に基づく各種届出（特定施設に係る届出等）は、水質汚濁防止法に基づく届出と同種の情報を特定施設の設置者等に求めるものであり、環境部局と下水道部局でシステムに関する対応が異なると、届出者・申請者に不便を強いることとなる。現状の方針によれば、「環境法令に係る申請・届出」がシステム開発の対象とされていますが、上記の理由により、下水道法の届出も対象としていただきたい。	政令指定都市
95	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	電気事業法やガス事業法など経産省通知の施設情報管理も行いたい。	政令指定都市
96	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	土壤汚染対策法について、第4条第1項の届出以外の届出で、土壤汚染状況調査結果の添付がある場合、電子データのみで審査することが困難な場合が多い。審査時に行政側で電子データを紙に印刷するのは費用と時間がかかることから、最初から紙媒で提出を求めたい。このため、第4条第1項の届出以外は電子化になじまないのではないかと考えている。	政令指定都市
97	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	県の条例についても申請、届出、資格等も含め、利用できるようにしてもらいたい。 例えば、浄化槽法48条の規定により、浄化槽保守点検業者登録条例を策定しています。 当該条例は、いわゆる横出しや上乗せではありませんが、都道府県の多くが同法48条により同種の条例を施行していることから、こうした場合（法律の規定に基づく条例）についても、対象法令に含めていただきたい。	都道府県
98	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第1回）の資料5（作業依頼）「2（2）選定の理由」にもあるとおり、横出し条例の届出様式は各自治体によって異なっている。 このため、各法令の様式に沿った申請フォームを作成する場合、条例用の申請フォームを各自治体で作成できるようにしてほしい。 また、条例用の申請フォームはノーコードツールのように項目をドラッグ&ドロップで作成できるようにしてほしい。	都道府県
99	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	【依頼事項】 『地方自治体ごとの条例による上乗せ、横出し規制のある環境法令等に係る申請手続』とは、大気汚染防止法第4条第1項又は水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、法律の規制基準（排出基準又は排水基準）よりも厳しい規制基準を県の条例で定めている自治体管内において受付処理する大気汚染防止法又は水質汚濁防止法の届出という趣旨でしょうか。 本市としては、法律の委任によらない自治体独自の条例（〇〇市公害防止条例）に基づく届出・申請手続についても、今回の照会対象の「環境法令に係る申請・届出システム」の対象内としていただくことを要します。	政令指定都市
100	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	自治体独自の条例に基づく申請手続も対象とする場合であっても、「環境法令に係る申請・届出システム」の利用は柔軟なものとし、地方自治体の独自システムも認めていただければ幸いです。 本市は、市独自の汎用の電子申請システムにより環境法令に基づく申請・届出の受付を行い、申請・届出の履歴を独自のシステムで管理しています。既存のシステムを「環境法令に係る申請・届出システム」に統合する場合の事務負担・費用負担等を鑑み、柔軟な対応を重ねてお願いします。	政令指定都市
101	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	地方自治体の条例に基づく届出についても対応が可能になるよう検討を願う。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
102	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	次について検討をお願いしたい。 ・単なる届出受付システムとならないようデータ収集等の効率化を目的とした機能（台帳や履歴管理等）の提供 ・各都道府県が定める大気、水質等に関連する条例について対応できるかどうか ・図面等の電子データ（容量大）が添付可能かどうか、書面（紙）提出等を継続する場合において必要なシステム機能の提供	都道府県
103	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	各法令の様式に沿った申請フォームを作成するのかなど申請・届出システムの申請フォームの内容については、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	都道府県
104	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	申請書に記入が必要な項目を申請者がフォームの形式で入力もしくは選択できる仕様としていただきたい。	政令指定都市
105	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	国が入力項目や出力形式を指定する場合であっても、自治体独自の入力項目を追加できるようにしていただきたい。	政令指定都市
106	② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞	申請書の様式についても、変更可能な仕様としていただきたい。例えば、申請先は、必ず自治体の長であるとは限らず、「〇〇局長殿」といった様式に変更できる必要があり、様式にも柔軟性を持たせる必要がある。	政令指定都市

#	分類	意見	団体種別
107	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	申請者がシステム上で過去の申請書を確認できる機能を有すると、利便性が向上するものと思われる。	政令指定都市
108	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	過去届出を登録できるようにしてほしい。	政令指定都市
109	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	申請書・届出書（以下、申請書）の処理状況(確認中・修正依頼中・処理中等)を申請者が確認できるようにしていただきたい。	政令指定都市
110	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	事業者によっては、届出を提出したことを示す書類を届出日当日に自治体から交付して欲しいとの要望があることから、システムで受付完了を示す通知が入力者に出る（メール、ポップアップ等）機能を付けてほしい。	政令指定都市
111	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	電子申請を利用できない方は、従来どおり窓口にて手続きとなるが、そうなるとデジタル化と窓口対応との併用になり手間が増える可能性があります。	中核市
112	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	届出者によっては紙ベースで手書きしかできない事例もあることから、その対応も視野に入れた整備を望みたい。	政令指定都市
113	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	同一事業者から複数の法令へ同じ内容の届出（氏名等変更届出、承継届出など）を出す場合、事業者側としては1つの入力で複数の法令に提出が可能で、自治体側は法令毎に審査が出来るようにしてください。また、その際に担当者は担当外法令の審査内容についてもシステム上で状況確認ができるようにお願いします。	政令指定都市
114	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	・環境法令に係る事業所の「氏名等変更届出書」の様式は、共通様式として整備されましたが、現状は、それぞれの法令ごとに提出する必要があります。まずは、1枚提出すれば、対象のすべての環境法令に適用されるように法整備していただいたほうが、事業所の負担軽減になります。	政令指定都市
115	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	・本市では行政手続の原則オンライン化を進めており、環境法令の手続は他の様々な手続とあわせて一つの電子申請システムで行えるよう整備しています。仮に国で環境法令に基づく手続（の一部）をシステム化した場合、環境に関する法律手続（の一部）は国の共通システム、条例に基づく手続（や国でシステム化されていない法律手続）は市のシステムとなっかって来って事業者に分りにくくなり、また行政担当としても複数のシステムを管理、運用する手間が懸念されます。	政令指定都市
116	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	・「大気汚染防止法等に基づく届出のワンスオンリー化」のうち、「対象施設が複数の地方自治体に設置されている場合においてもそれぞれに届出を行ったこととみなす。」という点については、慎重に検討すべきと考えます。組織法（公害防止統括者、公害防止管理者）を鑑みても、公害防止体制は原則として工場・事業場単位で整備されるもので、各種届出も通常は工場・事業場の環境安全担当が担い、また全国展開しているチェーン店であっても地域地区ごとに事務担当者を定め管理している状況と認識しており、実態として全国一括で届出を管理するニーズがあるのか疑問です。何より、環境法令に係る手続は全て施設の運転管理、公害防止対策に直結するものであり、一部の手続であっても、本社等で済ませてしまうことでいわゆる現場（工場・事業場）と切り離されることについて懸念があります。（氏名変更であっても、該当法令・施設を定期的にチェックする契機となっている）	政令指定都市
117	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	廃棄物処理法に係る申請や変更届出は許可に係るものが多く、提出書類として法人登記事項証明書、役員の住民票、事業場所在地に係る土地の登記事項証明書が含まれるものが多い。これらの書類は偽造のおそれがないよう原本確認を行っており、現状のままで各種申請手続をオンライン化すると、これらの書類の真正性を電子署名などにより確認できるシステムが部分的にしか整備・普及されておらず、真正性の確認ができない状態である。この状態が改善しない限り、環境省から都道府県・政令市にいくらオンライン化を投げかけてもオンライン化のメリットがなく、実現性がない。これらの書類について、電子署名などで書類の真正性を確認できるシステムの整備と普及が申請オンライン化の前提として必要と考える。仮に、これらの書類について真正性の確認作業を放棄し「電子申請の場合はコピーの提出でも可能」という運用に変更しようとしても、偽造のおそれが危惧されることについて、都道府県の一存で判断することは困難である。デジタル庁や環境省が責任をもって「電子申請の場合は登記事項証明書、住民票等についてはコピーでも可」とする旨、通知を発出することが必要と考える。	都道府県
118	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	e-Gov電子申請サービスでは、届出者の本人確認をどのように実施するのか今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	政令指定都市
119	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	廃棄物許可に伴う申請書類に公的機関発行のもの（住民票、登記簿等）があるが、オンラインの電子証明等を取り入れるのかなど原本との照合はどのように行うのかについて今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	中核市
120	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	システム入力者の名前・連絡先の入力欄を設けて欲しい。（届出者と別会社の設計業者等が提出するパターンが多いため）	政令指定都市
121	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	現行のGビズ（アスベスト関連）では、当市宛てではない届出が約10%を占める。権限移譲を受けている自治体かどうか事業者判断に委ねるのではなく、自動判定する等できるだけ簡便に判定できる機能を付してほしい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
122	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	様式に記載する内容をフォーム化しフォーム上で入力する方式や、記載済みの各種様式をPDF等の各種書式でデータとして添付する方式など、受付方式を自治体側で選択できるようにお願いします。	政令指定都市
123	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	電子申請システム外（紙ベース）で手続される届出は引き続き多い状況にあるので、紙ベースで受け付けた届出に関する集計データと統合できるよう、電子申請で受け付けた届出に関する集計データを加工しやすい形式で出力できるようにお願いします。	政令指定都市
124	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	紙ベースで申請受付から処分まで行っている自治体は、システム導入されても結局紙に印刷して管理することになると思うが、そのあたりのシステム（文書管理）の共通化にも検討の余地があると考えます。	中核市
125	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	届出受付時にメール等、任意の方式で通知を受け取れるようお願いします。	政令指定都市
126	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	システムに届出が入力されたら、自治体担当者に通知が届くようにしてほしい。また、「未処理」「処理中」などステータスが分かる機能を付けて欲しい。	政令指定都市
127	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	形式的に整っていない場合は、システムでエラーとなるよう、形式不備は受付不可としてほしい。	政令指定都市
128	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	届出を受理した後に内容の修正等が生じないよう、エラーチェックがかかる入力フォームとしてもらいたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
129	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	図面などを添付する必要があることから、アップロード機能が必要である。図面のデータ量が大きくなる場合があるため、添付できるファイルの容量は大きめに確保していただきたい。	政令指定都市
130	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	届出の添付書類については、図面やカタログなど資料が多い届出を想定し、添付可能な資料数、容量を多めに見積もるようお願いします。	政令指定都市
131	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	届出時に併せて提出する添付書類の種類と量が相当量あることを踏まえた整備を望みたい。	政令指定都市
132	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	法令によっては、添付書類の分量が多くなり、届出者のファイル作成方法によっては、落丁等により確認に手間がかかることから、添付書類の提出方法について、単に添付ファイルを添付できる機能ではなく、添付書類が行政側が確認しやすいような工夫を検討してほしい。	政令指定都市
133	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	届出状況の進捗（〇月〇日事業者に修正依頼 など）を自由に記載できる入力欄がほしい。	政令指定都市
134	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	申請を行う事業者側はもちろん、申請ページの作成、管理や申請の管理など管理者側についても直感的に操作が可能なユーザインタフェースにしていきたいです。	政令指定都市
135	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	職権で届出内容を修正、廃止できるようにしてほしい。	政令指定都市
136	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	審査待ち、差し戻し、修正といった機能を持たせて欲しい。	政令指定都市
137	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	【ダイオキシン類対策特別措置法】 事業所によって担当部署が異なるため、どちらかが誤って受付した場合に元に戻せるようにしてほしい。	政令指定都市
138	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	現行のGビズ（アスベスト関連）では、当市宛てではない届出（約10%）が届いた場合、行政側での差し戻しや修正が出来ず、都度電話にて担当者が相手側に修正依頼を行っている。環境法令の届出は、複数の添付書類、手直しを要することが通常であり、仮受付・修正・差し戻しといった機能を付けて貰いたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
139	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	内容不備の是正指導後に受理できる仕様として欲しい。	政令指定都市
140	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	申請や届出の内容に不備や誤記がある場合に、申請者・届出者（以下、申請者）に修正を求める機能や、申請者が修正できる機能を備えていただきたい。	政令指定都市
141	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	届出の誤記や資料不足等に対して補正指示を送信する際の定型文を登録できるようにお願いします。	政令指定都市
142	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	自治体の担当部署から申請者に連絡したい事項について、申請システムを利用して伝達できる機能があることが望ましい。また例えば修正事項や記入例を送付したい様な場合も想定されるため、ファイルも添付できるようにしていただきたい。	政令指定都市
143	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	申請手続実施中は事業者自治体間でいつでもシステム上でメッセージのやりとりができるようお願いします。	政令指定都市
144	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	入力された内容が任意の届出・申請様式(pdf等)の好きな場所に落とし込まれる（記入される）ようにしていただきたい。（欄内に収まる様にフォントサイズについても変更可能）	政令指定都市
145	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	入力された内容をCSV形式で取り出せる機能があることが望ましい。	政令指定都市
146	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	届出内容をCSVで取り出せるようにしてほしい。	政令指定都市
147	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	各法の届出状況調査等の照会も当該システムから簡便に抽出できるよう設計していただきたい。	都道府県
148	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	施行状況調査のために必要な情報をとりまとめた帳票作成機能をつけてほしい。	政令指定都市
149	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	各法の届出施設や届出が必要な事故についてGISシステムで地図上に図示できるよう整備していただきたい。	都道府県
150	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	産業廃棄物多量排出事業者の処理計画書及び実施状況報告書について、国の行政組織等調査No.Cのフォームで出力可能となるようにされたい。（本県独自の汎用的電子申請システムを参考に）	都道府県
151	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	特定建設作業実施届出について、作業の種類ごとの届出数を抽出できるようにお願いします。	政令指定都市
152	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	【特定粉じん排出等作業の実施の届出】 事前調査結果報告とリンクさせてほしい。	政令指定都市
153	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	事後の設置届にも対応できる仕組みとしてほしい。	政令指定都市
154	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	実施制限解除を通知できるようにしてほしい。	政令指定都市
155	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	利用者が届出を行うまでの部分は全国共通が望ましいが、審査処理から文書保存までの部分は各自治体のカスタマイズできるとよい。または改修の頻度を上げてほしい。	政令指定都市
156	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	当該システムは台帳機能（届出履歴の管理等）を備えたものとなっているかについては、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	政令指定都市
157	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	台帳機能がない場合、各自治体で保有している既存台帳システムと連携するようなカスタマイズが必要となる。その際に技術面、費用面について国で対応いただきたい。	政令指定都市
158	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	手数料を収納する事務について、各自治体で収納方法や収納先が異なるため、そのことを踏まえ対応をお願いしたい。	都道府県
159	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	廃棄物許可の申請には手数料が発生するが、どのように徴収するのかについて今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	中核市
160	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	令和7年3月末までに共通化の方法や今後のスケジュールについて明らかになるとのことだが、その推進方針案を踏まえて、ハード面等で自治体で準備すべき事項があるのであれば、時期を合わせて示していただきたい。	政令指定都市
161	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	システム使用時の利便性等を考え、システム導入に当たっては試用期間を設けてもらいたい。	中核市
162	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	現在運用しているシステムについて改修等が必要となったり、システムが不要となることが想定されることから、環境省の申請・届出システムの導入に向けたタイムスケジュール及びデータの構造等を早急に公開してほしい。	中核市
163	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	現在運用しているシステムの改修等が必要となる場合、改修費用が発生するため予算の確保が必要となることから、早めの情報提供をお願いしたい。	中核市
164	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	システムの要件定義をお示しいただいた上で、再度、意見照会を実施していただくことを要望します。 理由は、要件定義（開発方針）次第で、質問・意見の内容が大きく変わるためです。具体的には、例えばグラファーの様な、自治体側が作り込みを行う必要のある申請システムを開発される予定の場合と、国が関係法令に準拠した入力項目や出力形式を予め設定した申請システムを予定されている場合とでは、要望すべき事項が異なるためです。 前者の場合、システムを熟知していない者でも容易に操作可能なシステムとしていただきたい事に加えて、諸々の機能について具体的に要望したいと考えています。 一方、後者の場合、自治体独自の様式や入力項目等は自治体ごとに対応が異なるため、カスタマイズが容易に可能なシステムとしていただきたいと考えています。	政令指定都市

#	分類	意見	団体種別
165	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	本市では環境法令に係る届出について、必要な情報を抽出のうえ、kintoneやエクセルなどのデータベースによる管理を行っている。 各自治体でそれぞれ管理方法が異なると思われるが、e-Govによる申請と自治体での管理方法との連携を十分検討のうえ、利便性の高いシステムを構築して欲しい。	政令指定都市
166	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	届出済み施設の当該システムへの反映についても国において予算化していただきたい。	都道府県
167	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	環境省共通申請webシステム上に自治体独自の申請システムのリンクを添付できるようお願いします。	政令指定都市
168	② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁>	ダイオキシン類対策特別措置法に係る常時監視結果報告等について、事業者の報告、自治体による審査、国への報告が1つのシステムで完結できるようお願いします。	政令指定都市
169	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	建築確認電子申請受付システムを自治体個々で構築すると、多額の費用が必要となり、また、申請者にとっても自治体ごとに申請方法が異なると、負担となるため、是非共通化の対象としていただきたい。	中核市
170	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	本市は特定行政庁ではないが、申請者に対し建築確認申請の事前協議を要請しており、建築確認申請と同様の書類を提出いただいた上で、本市における都市計画等への適合や道路法、農地法等の他法令に係る手続き状況等について、あらかじめ確認している。特定行政庁以外の市町村等が、建築基準法に基づかない建築確認申請の事前協議の事務において、ご検討の「建築確認電子申請システム」を活用できるようご検討いただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
171	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	建築基準法に基づく許可申請や認定申請もシステムで受付できるようにしてほしい。	都道府県
172	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	リサイクル届・リサイクル通知については全国的なシステム基盤の整備はなされないのか。 業務効率が図られるシステムがあるとありがたい。	政令指定都市
173	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	低炭素認定等を受付できるシステムにしてほしい。	都道府県
174	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	確認申請の電子化を行うにあたって消防同意、工事届等アナログで行う手続きが存在している限り、電子申請を開始すると申請者のみ手間が減り、行政庁は印刷やデータ整理等の手間が増えることになり、デジタル化が目的となることが予想される。	都道府県
175	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	市町村が經由事務、関係規定に関する部署への連絡がICBAで完結しないと、事務処理が煩雑になり、結果紙面で印刷することが予想される。	都道府県
176	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	ICBAの電子申請システムが決裁権者までの決裁を行うシステムが別途必要である状態のため、事務処理が煩雑である。	都道府県
177	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	事務処理手続きが煩雑になる、機能が不足している、という状況から、別の自治体や指定確認検査機関ではICBAを使用せず、他の1つのシステムで電子報告・決裁・保管・関係機関照会・消防同意を行えるよう検討していたり、既存のシステムを連携することが費用的に難しいとの情報を聞いている。そのため、ICBAを利用しない自治体や指定確認検査機関がすべて同じシステムを利用するように統一してほしい。	都道府県
178	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	長期優良の普及に関する法律、建築物省エネ法、エコまち法等の各種法令の台帳照会が連年到達しているが、これをICBAと同様に1つのシステムで管理するよう国が提供することにより、情報管理が一元化、地方公共団体の事務量削減等のメリットが見込まれるため、ぜひ導入してほしい。	都道府県
179	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	建築工事届について、当県では、紙で收受したものをExcelに入力し、国土交通省に提出を行っている。 様式改正に伴い、Excel様式での提出を推進しているが、特定行政庁から紙で收受している現状から電子データでの收受方法に切り替えるには課題が多い。（收受方法、セキュリティ・費用面等） 建築工事届を入力するフォーマットをICBA上に設定してほしい。これにより、電子申請の際にデータが直接入力され、一元管理することが望める。	都道府県
180	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	確認申請を電子で行えるようICBAの機能改修が進んでいるが、ICBAが地方公共団体の文書管理規程上公文書保管のための規定を満たすに足る位置づけ（データ保管の安全性等）であることを示してほしい。現在確認審査報告書の電子報告について、ICBAのみで完結せず、データ保管がダブルスタンダードになっており、デジタル化が目的となっている望ましくない状況（地方公共団体職員の事務量増加）になっている。	都道府県
181	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	申請手数料を徴収できるシステムにしてほしい。	都道府県
182	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	現在、固定資産税事務における土地の利用状況の確認（建築予定の確認を含む。）のために、紙ベースで建築計画概要書等の照会・回答を行っていますが、該当データをオンラインで閲覧することが可能となれば、業務の効率化につながります。	都道府県
183	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	定期報告受付についても同システムで行えるようにしてほしい。	都道府県
184	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	こちらのシステムには定期報告（電子報告）についても含めていただきたい。	政令指定都市
185	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	共通化となった場合、是非建築確認電子申請システムの使用料については、利用しやすいよう安価な料金設定にいただきたい。	中核市
186	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	市町村がシステムを無償で利用できるようにしてほしい。（本県では建築確認申請書は、市町村を経由した後に提出してもらっているため）	都道府県
187	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	電子申請を行うための環境整備はモニターの無償貸与だけでなく、タブレット、審査ソフト等を審査に必要なものについても予算措置ができるよう補助制度の拡大するとともに、予算を確保に向けた国から整備方針を示すなどをしていただきたい。	都道府県
188	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	建築計画概要書等の閲覧のオンライン化について、建築計画概要書のみならず、建築や不動産取引等に必要な建築・宅地行政等情報についても対象に含めるよう検討をお願いします。 （１）建築基準法第93条の２、同施行規則第11条の３第１項の規定による各概要書 ①築造計画概要書 ②定期調査報告概要書 ③定期検査報告概要書 ④処分等概要書 ⑤全体計画概要書 （２）建築基準法第42条第１項第４号、第５号及び第２項の規定による指定道路に係る指定道路調書（建築基準法施行規則第10条の２） （３）旧宅地造成等規制法８条等の規定による許可又は協議の概要情報	都道府県
189	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	建築確認は多くが民間審査機関に提出されており、行政庁で建築確認のオンライン化での利点は、概要書の閲覧と確認等審査報告のオンライン化と考えるが、報告書は行政庁ごとで提出内容に差異があるため、県内レベルの統一では全国的な審査機関では対応が困難と聞いている。システム導入と併せて、国主導で全国的な運用の統一をしてもらいたい。	中核市
190	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	国で令和8年度以降に検討する概要書WEB閲覧機能について、対象とするのは新システム運用（令和7年4月）後に新システムに図書を保存した物件のみとするのか。それとも、各特定行政庁で保存している過去（昭和46年以降）の概要書も対象とするのか。 現在、区の建築確認申請システムでは、建築主の種別（個人・法人）のフラグを管理しておらず、移行に際して懸念がある。新システムの仕様等の方向性を早期に共有していただきたい。	特別区
191	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	概要書WEB閲覧の開始にあたっては、平成１９年７月５日付総評相第83号総務省行政評価局長通知「建築計画概要書の閲覧制度の見直し（あっせん）」を踏まえ、建築主の個人情報の取扱いについて慎重を期すべきと考える。	特別区
192	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	概要書WEB公開にあたっては、営利目的の閲覧や大量閲覧、画面のハードコピー・印刷・撮影等を阻止できるシステムの構築が必要と考える。	特別区
193	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	建築計画概要書のオンラインでの閲覧について、先進自治体でも著作権（付近見取図、配置図）や個人情報の扱い等の解釈により対応が分かれているため、国土交通省から統一的な扱いを示していただきたい。	都道府県
194	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	建築計画概要書等のオンラインの閲覧について、個人住宅の建築主や建設地の地名地番等についての個人情報にあたるものが含まれているものをオンライン上で閲覧できるようになるため、閲覧範囲や概要書の項目等について国土交通省で全国的な整理が必要であると考えられるが、個人情報の保護の観点からの考えについて、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	都道府県
195	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	既に概要書等の閲覧交付システムを導入しているため、G I S上に概要書の位置をプロットするシステムを構築済みである。そちらと連携をすれば2度プロットする必要がなくなるため業務負担が軽減が想定されるため、連携できるように構築してほしい。	都道府県
196	③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省>	本市では、建築、開発、宅地造成等に関する情報の閲覧、写しの交付及び証明発行等の業務を、庁舎内の窓口を設置した専用端末を利用して行っております。上記のような各地方自治体が独自に導入している既存の閲覧システムと、今後構築されるオンライン閲覧システムの連携の可能性を推進方針案に明記することについて、依頼事項に含めていただくことは可能でしょうか。 また、推進方針案には、共通化後のシステムにて閲覧可能となる情報の種類（建築計画概要書以外にオンラインでの閲覧を想定している情報があるか）やその検索方法、共通化にあたり地方に生じる事務負担及び経費負担、オンライン閲覧を開始するうえで課題となっている事項の統一的な基準の整理に係る今後のスケジュール等についても明記することを、依頼事項に含めていただくことは可能でしょうか。	政令指定都市
197	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 <デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）>	共通化の際には、現在民間事業者が提供する照会サービス上の課題を解消いただきたい。 課題①：一度に照会できる金融機関が5つまで → 全対応金融機関への同時照会可能へ 課題②：照会先金融機関によって調査対象者確認の基準が異なる（カナ、生年月日、郵便番号、住所など） → 基準を統一（カナ、生年月日一致での回答が望ましい）	市（政令指定都市及び中核市を除く）
198	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 <デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）>	従来の紙照会であれば、原則として氏名・生年月日・住所の３つの要素の照会を金融機関側で行ったうえで預貯金情報の回答があったが、現状のオンラインによる預貯金照会では、氏名のカナ・生年月日の２つの要素のデータ実合によって回答が行われる場合が多く、照会システムから回答データを直接各業務システムへ取り込む場合、別人の預貯金情報を自治体内のシステムに取り込み、保有するリスクが高い。個人情報保護の観点からも、金融機関等から回答されるデータの本人照合の手法、照合の精度を高める方法、業務システムへの取り込み時のチェック方法等についても検討を進めていただきたい。	政令指定都市
199	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 <デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）>	現状の民間の預貯金照会システムについては、金融機関ごとの独自ルールとなる保有データ項目やシステムの条件に、自治体側がデータ形式や条件を合わせて照会を行う必要があり、自治体側の照会にかかる事務負担は従来の紙照会より大きい。また、現状では、オンライン照会に非対応の場合（ネット銀行、生命保険会社など）や、対応するのは取引の有無までで取引明細は従来どおり紙による照会を行う必要があるなど、照会先である金融機関等との調整が必須である。 金融機関等側に対する働きかけについて、国が主導して進めていただきたい。	政令指定都市
200	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 <デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）>	照会先の金融機関によって口座特定方法等のルールにばらつきがあるため統一してほしい。以下pipitLINQを例に希望を羅列します。 【照会パターン】国税庁推奨の1往復照会で統一して欲しい。 【特定方法】国税庁推奨の２点一致 カナ氏名（名称）＋生年月日（設立年月日）として欲しい。 【詳細確認の方法】顧客番号、漢字口座種別の取扱いを統一してほしい。 【住所等】リそな銀行、三井住友銀行など、住所などを目視で参考確認されているが、これをなくして完全電子対応として欲しい。 【郵便番号】ゆうちょ銀行、横浜銀行など、郵便番号一致が必要だが、これをなくして住所不一致は自治体で同一性判断としてほしい。 【照会件数・レコード数】上限を統一してほしい、上限を超えてもサービス側（pipitLINQ）などで翌日回しとして欲しい。 【取引履歴】記入ある・なし、それぞれどちらかがエラーとなる金融機関があるので取り扱いを統一してほしい。原則取引履歴も回答するものとして、標準で1年以上は履歴を回答するものとして欲しい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）

#	分類	意見	団体種別
201	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	照会先の金融機関によって口座特定方法等のルールにばらつきがあるため統一してほしい。以下pipitLINQを例に希望を羅列します。 【データクレンジング】検索前のデータクレンジング方法を統一してほしい。スペース・各種括弧「{ } { } など」・スラッシュ「/」・濁点「・」・半濁点「ヽ」・中点「・」・ピリオド「.」の削除、口座使用不可文字の変換（マ→オ、など）、カナ小文字の大文字化（アイウエオヨツアーアイウエヨツ）、アルファベットの大文字化、同音カナ文字の統一（ヂ→ジ など）、長音「-」をハイフン「-」へ統一、類音補正（グァ行→バ 行）に変換して検索、など） 【法人格】株式会社などについて、「カヤマトシ」「カヤマトシ」「ヤマトシ」など設定すべき取扱いが金融機関によって複雑であるため、この統一。法人格削除しての検索を希望。 【屋号】屋号含めて別途検索、屋号は削除、など取扱いが金融機関によって複雑であるため、この統一。 【英字】漢字氏名に入力、英字欄に入力、英字欄に入力しつつ漢字氏名欄にカナ入力、など取扱いが金融機関によって複雑であるため、この統一。 【料金】自治体側は従量課金と定額制を選べ、金融機関側はシステムにより定額であったり従量課金であったりするので、これを定額制（利用機関の規模による変動あり）に統一してほしい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
202	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	現在、照会件数の上限が設定されている金融機関があると聞いている。政令指定都市など一定の規模以上の自治体になると照会件数も多くなることから、上限が撤廃されるよう金融機関に働きかけをお願いしたい。	政令指定都市
203	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	政令指定都市の場合、実施機関は行政区となるが、業務管理上、照会を実施機関単位で利用できるようにしていただきたい。また、本庁部門において利用実績など統計的な数字を集約できる機能も付与していただきたい。	政令指定都市
204	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	滞納者の預貯金調査で市内域に存在する複数の金融機関に残高照会を行っている。一方で特定の金融機関では独自のデジタル化を図るため照会システムを開発し、利用者をそちらに誘導する動きも活発化している。このためオンライン化の拡大を図るならこれらの独自システムを保持している金融機関も抱合する形でデジタル共通基盤化を目指していただきたい。可能な限り多く金融機関に参加していただいたほうが、数多くの自治体が利用しやすいと考える。	中核市
205	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	生活保護法第29条の規定に基づく調査のうち預貯金等照会については、オンラインにより照会業務を行っているが、金融機関ごとに対応基準が異なり口座情報の有無のみの回答しか得られない等、必ずしも円滑な調査につながっていないことから、国の責任において、預貯金等照会・回答業務におけるルールの統一化を図ること。また、現行では対応する金融機関等が限定されていることも課題であるため、多くの金融機関等が加入するよう国主導で促進を図ること。	中核市
206	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	自治体側は標準準拠システムに対応する中で、氏名や住所の外字について「行政事務標準文字」を使用することになるため、預貯金照会システムのオンライン化において、「行政事務標準文字」を利用した照会・データ突合が可能となるよう検討を進めていただきたい。	政令指定都市
207	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	住所履歴や氏名の履歴なども含めて、標準準拠システムから出力したデータをそのまま加工なく利用可能なシステムとしていただきたい。	政令指定都市
208	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	ベンダー間でデータ形式（ファイル形式、必要データ項目など）を共通化してほしい。また金融機関ごとに必要データ項目や照会手順（取引の有無と履歴等詳細項目で複数回の照会が必要な場合がある）が異なるためやはり共通化してほしい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
209	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	税務滞納管理システムについては標準化対象でもあるため、照会・取込み時にデータ成型作業等のEUCを不要とするなどシームレスなデータ連携の実装を希望する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
210	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	現状の照会システムでは外国人氏名やシステム依存文字などについて照会時にあいまいさ耐性がないため、事前調査で存在を把握している預貯金口座の照会が正常に行われない事案が散見される。照会のあいまいさへの耐性を備えてほしい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
211	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	休眠口座の照会についてもオンライン照会が可能となるよう照会手法等を整理いただきたい。（従来の紙照会であれば休眠口座の情報回答があった口座について、現状の民間の預貯金照会システムを通じて照会した場合、口座なしとして回答があるケースがある）	政令指定都市
212	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	受益者負担金業務においても、現在、既存の民間事業者により提供されている照会サービスの導入により、対象金融機関が限定的ではあるが、業務の効率化が図られた。よって、新たなオンラインシステムの構築により、対象機関が増加するなどのメリットがあるならば、更なる業務効率化が期待できる。預貯金照会システムのオンライン化の拡大対象業務として想定されていない自治体業務についても、導入が可能となるよう検討をしていただきたい。新たに構築される預貯金照会のオンラインシステムが、既存の民間事業者が提供される照会サービスから置き換わった場合に、オンライン化の対象外とされるような自治体業務がないようにしていただきたい。	中核市
213	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	①預貯金照会のオンライン化を提供している業者も複数存在しているので、早い段階で業者を統一してほしい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
214	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	②現在は導入済の金融機関が限定的なので、預貯金照会のオンライン化を導入することのメリット等を金融機関が把握し、導入金融機関等が増加してほしい。生活保護業務において、第29条に基づく資産調査だけでなく、生活保護費返還金等の滞納整理業務における財産調査においても、預貯金照会システムを利用できるよう、検討を進めていただきたい。	政令指定都市
215	④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 ＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞	保育所保育料の滞納整理のため、地方税法の例により、滞納者の預貯金照会を行っております。制度所管府省庁に子ども家庭庁も参画していただき、保育所保育料もこちらの枠組みで預貯金照会ができるようにしていただきたいと思います。	政令指定都市
216	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム＜総務省＞	選挙結果に関する調査・報告に当たり、回答作成のほか、県内市町村のデータ集計作業や報告後の疑義照会にかなりの時間を要している状況であるため、「投・開票速報オンラインシステム」の刷新に併せて、調査・報告システムも構築されるよう希望します。	都道府県
217	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム＜総務省＞	調査・報告システムの構築に際しては、現在の調査・報告内容の見直しも行い、調査項目自体がスリム化されるよう希望します。	都道府県
218	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム＜総務省＞	選挙後の諸々の結果報告については、現在も市選管から県選管へ報告しており、報告先が「県」が「国」に変わるだけであるため、特段の影響はないと考える。	中核市
219	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム＜総務省＞	開票所における速報については、現在、開票所からインターネット環境下で県のシステムにアクセスし、指定の時間帯ごとの開票速報を入力しているが、意見照会の資料に掲載の「刷新イメージ」では「LGWAN」回線で直接国に速報内容が上がるような形となっている。ただし、開票所についてはLGWAN回線（ネットワーク）が構築されていない。今般の衆院選のように日程が最短の選挙となると、開票所の確保が困難を極め、会場が変更になる可能性もあり、その場合に新たにLGWAN回線（ネットワーク）の構築が可能なかが不安である。	中核市
220	⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム＜総務省＞	「投・開票速報オンラインシステムの刷新イメージ」においては、開票所と政府共通ネットワークをLGWANにて接続することとなっているが、当市の開票所にはLGWAN回線が敷設されていない。このような場合、開票所で新規に有線で回線を敷設するか、閉域SIM等を用いた無線での接続を行うことが考えられる。すると、回線敷設工事費用や通信費用が発生すると考えられる。その中でも通信費用については、通信料のほか、回線を利用してもしなくても基本料金も生じると想定される。本システムの導入後も市町村選挙管理委員会による集計業務が行われることには変わらないことも踏まえると、これらの費用は市町村にとって新たな負担となりがねないと考えられる。このことから、本システム導入に際して発生する新たな費用について、自治体の負担となることがないように、国での予算措置を含めて検討されたい。	中核市
221	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム＜総務省＞	本システムの運用開始までに、できるだけ多くの実務担当者に使用させ、機能面や運用面に関する意見照会を行っていただいたうえでリリースいただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
222	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム＜総務省＞	各地方自治体が、返礼品に係る審査の申請を当該システム化することで、迅速な審査手続きが可能となり返礼品の掲載時期が短縮されて魅力あふれる地場産品がスムーズに寄附者へ提供できるようになることは、望ましいものと考ええる。そのうえで、次の点を考慮したシステム構築について希望する。 ・申請後の状況がどのような進捗にあるかステータスが確認できること。 ・データのアップロード及びダウンロードが可能であること。 ・承認された際に、各自治体に対して自動でシステムからの承認連絡メールが送られること。 ・返礼品等の地場産品基準への該当理由を確認できること。（疑義照会等の手間を省く効率化、返礼品提供の適正化の観点から）	中核市
223	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム＜総務省＞	他市町村の返礼品で、地場産品基準を満たしていないと思われる返礼品について、本システムを通じて国に調査依頼をかけられる機能があるとよい。自治体間同士の指摘はともかく、例えば同業他社などの事業社から寄せられる情報（返礼品〇〇は〇市で作っていない）等精度が高い。ルールを遵守した中で公平・健全に制度を運営していくためには、違反（可能性も含む）自治体についての情報提供を可能にする機能も必要。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
224	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム＜総務省＞	返礼品の確認依頼をするにあたり地場産品基準等について質問がある場合、各自治体から都道府県を経由し総務省へ照会しているが、関係各所の事務効率化を図るため問い合わせの多い内容については、本システムで検索できるようにしていただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
225	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム＜総務省＞	県産品基準の割合試算や価値計算等が統一された様式で申請可能であること。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
226	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム＜総務省＞	事業者が各自治体に申請する様式も統一された様式であること（事業者からの申請を提出書類にそのまま使用可能）	市（政令指定都市及び中核市を除く）
227	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム＜総務省＞	地場産品類型3号の申請について、回答A～Cの簡素化を図る。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
228	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム＜総務省＞	地場産品類型2号の申請について、回答Cの簡素化を図る。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
229	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム＜総務省＞	システムを使用するための予算が必要となる場合は適切なタイミングで示していただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
230	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム＜総務省＞	仮に使用料が発生する場合、経費計算に組み込む必要があるのかは、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
231	⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム＜総務省＞	システムの構築にあたっては、自治体側に対し、新たな機器の購入やネットワークの構築などを必要としない形を検討していただきたい。可能な限り既存のシステムの中で運用できる形でお願いしたい。また、ふるさと納税の寄附申込みについては、民間ECサイトを利用するのではなく、国が全国統一的なポータルサイトを構築・運用し、当該ポータルサイトのみで寄附申込みができるような仕組みの検討をお願いしたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
232	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	利用拡大にあたっては、現時点でシステムに実装済みの機能を用いて事務手続きのオンライン化を行うことにより、利便性が向上すると判断される資格から順に、システムの利用を進めていただくようお願いする。	都道府県
233	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	利用拡大を推進されているが、国において当初示された本年度のサービスインの時期が延期されており、当県でも令和6年12月利用開始予定で準備を行っている該当システムがあるが、現時点においても延期後のスケジュールが示されていない。導入予定の団体に対しては、計画的に導入できるよう速やかに最新状況や詳細なスケジュール等をお示しいただきたい。	都道府県
234	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	事業登録申請において資格の保有状況を確認する必要があるため、確認できるシステムを構築していただきたい。	都道府県

#	分類	意見	団体種別
235	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	【国家資格名】介護支援専門員 国家資格等情報連携・活用システム(以下「国家資格システム」という。)の利用開始にあたっては、厚生労働省から以下の作業を各都道府県が1件ずつ手作業で行うよう指示されている。 ・個人の了解を得たうえで各介護支援専門員のマイナンバーを聴取し、国家資格システムに情報を登録する作業。 本県において対象となる介護支援専門員は約6千人に及ぶため、上記の作業を都道府県がすべて手作業で行うことは大幅な事務負担の増大となると考えている。また、誤入力等のリスクも非常に高いため、対象となる方の情報とマイナンバーの紐づけは全国一律で国の管轄において実施していただきたい。 介護支援専門員の情報については、厚生労働省が構築している介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム(以下「管理システム」という。))において、全国の情報把握しているため、上記の提案は可能であると考えている。具体的には、厚生労働省から管理システムの改修作業を現在進めている旨伺っており、改修後は、管理システムのCMSに介護支援専門員のマイナンバーを入力できるようになるとのことなので、当該マイナンバーが入力された状態で実装していただくことにより上記の提案は可能であると考えている。	都道府県
236	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	「国家資格等情報連携・活用システム(以下「国家資格システム」という。)の利用により、国家資格を管理する都道府県の負担を大きく軽減するものと見込まれる」とされているが、介護支援専門員の資格管理については、国家資格システムの利用開始後は、厚生労働省が構築している介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムとの二重管理状態となるため、都道府県の負担は軽減ではなく増大するものと考えている。	都道府県
237	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	調理師・製菓衛生師の免許申請には、申請書の他、卒業証明書（もしくは各都道府県が実施する試験の合格証書）や戸籍謄本、医師の診断書等の添付が必要とされている。卒業証明書や医師の診断書等は原本を添付することが必要であることから、デジタル化を推進するためには、添付書類についてもデジタル発行が可能となるか、申請手続きに添付する書類の見直しが必要であると考ええる。 また、調理師・製菓衛生師試験の受験申請は、学歴証明書及び調理従事証明書の添付が必要とされており、免許申請同様、添付書類のデジタル発行化若しくは添付書類の見直しが必要であると考ええる。	都道府県
238	⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 ＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞	・防火・防災管理に関する講習の修了証発行を「国家資格等情報連携・活用システム」へ組み込むことを希望する。 ・当講習は、消防法に定める国家資格であり、同法施行令により、講習の実施機関は都道府県知事、市町村の消防長及び法人であって総務大臣の登録を受けたものの3者であり、同法施行規則により、この3者が講習を修了した者に対して修了証を交付している。 ・修了証を付与する機関である市町村消防長、換言すれば当該講習を実施し、修了証を付与している消防本部は全国で数多ある。講習機関であり、修了証を付与する者としては、示されている説明にある「都道府県の負担を軽減する」という点で、消防本部は都道府県と同様に、資格を管理する機関である。したがって、「消防本部の負担を軽減する」という考え方は、今回の候補案⑦に合致するものとする。 ・現在の仕組みでは電子署名を付与することが困難であること（以下の参考情報参照）をクリアでき、修了者からの照会に対応できることをもって、有資格者（講習修了者）であることが証明できるようになれば、市町村消防長が実施している講習のオンライン化が大いに加速されるものとする。よって、全国の各消防本部が管理している講習修了者のデータを、国において、⑦にお示しのようなシステムで一元管理していただくことを希望する。 ＜参考情報＞ ・「防火・防災管理に関する講習のガイドラインの改正について」（令和5年1月20日付け消防予第41号 消防庁予防課長通知）によれば、講習のオンライン化を図る上で、講習申込から受講～修了証発行のデジタル完結が基本となるよう示されているところ。 ・上記ガイドラインによれば、修了証を電子発行する場合は、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）の規定に基づき、「電子署名を付して交付すること」とされている。（ガイドライン第2章第6節3(2)ア）が、当市においては、電子署名の導入は検討中であり、実装されていない。 ・デジタル庁「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」（2023年3月31日）によれば、PDF形式の文書では、電子署名の検証ができないことを説明しているように思われる（「令和6年度中を目途に対応予定」との説明あり。）ため、消防庁に対し、具体的にどのような形式で電磁的記録に電子署名を付与することを想定しているのか問い合わせたところ、具体的な手法を示すことは困難であるとのことであった。 ・当市としては、消防庁のガイドラインに基づき、消防庁の意向に沿ってオンライン化を図りたいという意向があるものの、具体的な手法が明確でなく、当市においても実現が困難であるという現状に阻まれている。	政令指定都市
239	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	利用拡大等に反対するものではないが、国からの調査・照会に対する回答が事務負担を招くことをご理解いただき、徒らに調査・照会が行われないよう内容の精査を要望する。	中核市
240	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	システムの検討にあたって、地方の実態調査を実施する場合は、地方の負担にならないよう配慮をお願いする。	都道府県
241	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	地方公共団体情報システム機構から都道府県への通知について、基礎自治体等向けにも同様の内容を通知する場合、都道府県に基礎自治体等への通知（同機構から都道府県への通知に添付した基礎自治体等への通知ファイル）の送信・転送を求めていることから、不要な送信・転送事務の削減を図るため、同機構の当該通知についても本件の「一斉調査システムの利用拡大等」の対象とするよう検討願います。基礎自治体等への通知で都道府県が事前に把握して、別途対応が必要なものである場合はこの意見の対象外ですが、知っておくだけでよい場合は一斉調査システムで同通知の閲覧が可能であればよいと考えています。 ○同機構から本県への依頼例（メール） ・「御多忙のところお手数をおかけして大変恐縮ですが、本通知について貴都道府県管内接続団体への転送・配付をよろしく願いたします。」 ・「貴都道府県内接続団体（市区町村、一部事務組合及び広域連合）宛ての通知をお送りしますので、御手数ながら内容を御確認の上、展開をお願いします。」	都道府県
242	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	アカウントを個人に割り当てるとともに、通知文書にタグ付けを行い、各アカウントにおいて受信する情報のカテゴリを複数のタグを選択して閲覧できるようにしていただきたい。	都道府県
243	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	インターネット側で確認および処理できるようにしていただきたい。	都道府県
244	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	資料のデータサイズが大きくて添付できない、大容量ファイル転送システムで別送する、ということが無いようにしていただきたい。	都道府県
245	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	国側担当者に直接質問でき、また、当該質問と回答を受信側自治体が参照できるようにしていただきたい。	都道府県
246	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	調査票として別にエクセルファイルを求めたり、マクロで集計作業が必要になることのないよう、現行のメールフォームライクなシステムではなく、データベースを基盤としたシステムとしていただきたい。	都道府県
247	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	原則として本システムで通知文書を実施することとするならば、A4サイズ縦判の用紙を基本とした文書様式にする必要は無くなり、word形式から変換したPDFでの文書を作る意味は無くなるものと考えられる。これを期に、国が発出する通知文書のレイアウト自体を、webファーストかつ再利用可能なデータ形式に変革いただきたい。PDFは、ノートパソコンの画面では大変認識しづらく、HTML等のダイナミックな形式で閲覧できるものとしていただきたい。	都道府県
248	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	実態把握を丁寧に行い、現場の意見も拾いながら、システム運用に関わる自治体全体の業務時間の削減・効率化につながるようお願いしたい。 農林水産省の調査の現状については、Excelを用いたものが大半のため、システムとExcelの連携が円滑になるようにして欲しい。 （システムで直接入力すると不便なものも多い（コピー操作ができない、プルダウン等で入力が手間など）と思うので、普段管理しているExcelデータを円滑にインポート、エクスポートできるようにお願いしたい。）	都道府県
249	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	当該システムの利用拡大によって、照会元となる国や都道府県における調査・分析の効率化は図られることと思われますが、回答者となる基礎自治体の立場としては、現状、当該システムによる回答に不便さを感じることも多く、むしろ、従来のメール・電子ファイルによる照会回答よりも負担が増加することを懸念しています。 そのため、当該システムの利用を拡大するのであれば、基礎自治体にとっても業務効率化や迅速な情報収集が可能となるシステムへの見直しが必須であると考えます。 具体的には、以下のような課題があると考えておりますので、一斉調査システムの利用拡大にあたっては、このような基礎自治体の意見や実情を踏まえた改善を進めて頂けますようお願いいたします。（※一斉調査システムのマニュアル等を細部まで読み込めているわけではないため、システム仕様等に係る認識に誤りがある場合がございます。） ①都度、LGWAN接続端末より、システムURLにアクセスし、ログインID・パスワードを入力しなければ調査内容が分からず、それ自体が業務負担増につながっている（照会内容のタイトルのみ自動送信メールから把握可能）。今後はインターネット経由でアクセス可能とする予定のことだが、インターネット空間からシステムURLにアクセスし、IDとパスワードを入力するのであれば、負担感は変わらない。「システム」経由の調査である以上この点は免れないと考えるため、基礎自治体にとっても有用な、迅速な情報収集など、負担を上回るメリットをお示しいただきたい。 ②恐らく調査・情報共有実施者側が自動送信メールを設定しなければメールが届かない仕様となっていると思われるが、基礎自治体としては、一斉調査システムをこまめに確認する必要があり、メールが届かなければ見落としが多発するリスクがある。 ③国による大きな括りの分類ごとにアクセス権限が割り当てられるが、そのように、便宜上担当部署とされた課の事務分掌を超える調査や情報共有が行われることが非常に多く、当該部署が、①のとおり都度アクセスし、本来の適切な所管部署に転送するといった煩雑な事務が頻発する。全ての自治体の所管部署の事務内容に合致させることは非現実的ではあるが、都道府県を経由する場合は、ある程度、基礎自治体の所管部署ベースで転送対応していただける場合が多いため、システムで直接調査が行われる場合よりは基礎自治体の負担は少ないと考えられる。少なくとも、更なる分類の細分化が必要ではないか。 ⑤自所属で回答が完結しない場合など、他部署へ転送対応する場合、調査システムの照会内容を、そのままメールに転記できないため、調査内容本文などは個別にコピー＆ペーストし、資料データは個別にダウンロードした上で、メールで転送などして対応している。 ⑥現在の仕様では、アイテムを一度開封すると、システム上では「新着案件」から「処理中」という別のフォルダに移行されることとなり、誤って開封した場合や担当者以外が開封した場合に処理漏れにつながりやすい。開封処理によって自動でフォルダが移行する仕様については、左記の点から好ましいと思えないので不要であると考える。 ⑦過去の調査を参照できる機能を追加予定とのことだが、過去の調査の結果が、適切な分類のもと、分野横断的に、検索性の高い形で速やかに閲覧可能であれば有用であるものの、調査内容のみを遡って確認することは想定されないため、もしもそのような仕様であれば不要である。	政令指定都市
250	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	現行の「調査・照会（一斉調査）システム」からの改善点として、添付されている全てのファイルをダウンロードする際の、一斉チェック機能の実装	市（政令指定都市及び中核市を除く）
251	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	現行の「調査・照会（一斉調査）システム」からの改善点として、一つのファイルをダウンロードする際のzipファイル化廃止	市（政令指定都市及び中核市を除く）
252	⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 ＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞	調査が多いので、国によってわかる部分は入力させるのではなく調査から外したり、自動入力しておくなど回答する自治体の負担を削減してほしい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）

#	分類	意見	団体種別
253	⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム ＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞	基本的には自治事務となる「社会福祉施設等に対する指導監査」は地方自治体それぞれが主体的に行うところですが、実際には国の基準により行う部分も多く、全国共通のシステムにより実施できるならば、有益と考えます。なお、法定受託事務である「社会福祉法人に対する指導監査」について、厚生労働省は「指導監査のためだけに法令等の定めとは別に、独自の書類等の提出を求めない」「求める場合は、法人に十分説明」「過度の負担にならないように配慮すること」としていますが、実際には法人に対して事前に自己点検チェック票の作成提出を依頼し、当日は提出された自己点検チェック票をもとに再確認することで法人・地方自治体双方にとって効率的・効果的な指導監査としています。東京都のシステムもこの手法を前提としているようですが、地方自治体それぞれで自己点検チェック票を独自に作成するのは非効率であるため、国において標準様式を作成することなどにより全国共通のものとして位置づけ、法人・地方自治体の負担軽減につなげていただきたいです。また、作成に際しては各地方自治体の意見を考慮していただきたいです。	政令指定都市
254	⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム ＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞	社会福祉法人等においては、国から様々なシステムに、それぞれの目的のデータ入力や資料掲載などが求められている中、更に今回のシステムを活用することになれば、逆に社会福祉法人等側の負担にならないか。特に地方では職員の高齢化が進んでおり、システムに拒否感があり、操作方法・システム内容についての理解に質問が多く寄せられる可能性がある。問い合わせ対応のコールセンターが設置されたとしても、対応能力を超えると担当部署に問い合わせが寄せられ、通常業務に支障がでるおそれがある。	都道府県
255	⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム ＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞	クラウドにより、データのやりとりが簡単になるのは良いが、指導監査に必要であるすべての書類データをシステムにアップロードするのは非常に困難であり、施設側にも大きな負担になると考える。	中核市
256	⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム ＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞	社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステムについては、区市町村が対応可能な現実的なスケジュール及び方法を検討、周知いただき、区市町村において必要経費が生じる場合は満額を補助金対応とするよう要望する。 また、本意見照会と並行して東京都から、「都内区市町村でのシステムの共同利用に関する検討は、当初予定のとおり進める。」旨の周知が都内区市町村にあったところである。国と東京都のそれぞれの取組みにより、都内区市町村において課題整理や予算措置等に二重の負担が生じることはないよう、また、国においてシステムの共通化を行う方針とした場合、先行する東京都のシステムとの連携に十分配慮し、不利益が生じることはないよう、関係省庁等が密に連携して推進方針案を策定することを要望する。	特別区
257	⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム ＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞	本県においても、東京都の社会福祉施設等の指導検査業務システムと同様のシステム開発を研究・検討しているところ。今般の共通化候補として当該システムが挙げられておりますが、正式に共通化対象システムとなった場合に、共通化仕様策定の初期段階から、具体的な協力ができる余地はあるのでしょうか。	都道府県
258	⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム ＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞	本県では、現在、社会福祉施設の指導監査で各施設から事前提出される書類については、各施設の基準省令の内容を基に県が独自に作成した様式を用いているほか、監査項目のチェックを行う際の様式も県独自の様式を用いている。今後、全国共通のシステムが構築された場合、厚生労働省の方で全国共通の様式をシステムで公開し、それを用いることになるのか。また、仮にシステムへ参加しない社会福祉法人があった場合、当該法人からの事前提出書類等はどのような取扱いになるのか。今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	都道府県
259	⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム ＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞	今回のモデルとなった東京都の場合、社会福祉法人や社会福祉施設の指導監査を行う専門の部署があり、当該部署がシステムの運営も行っているが、本県の場合、社会福祉法人の指導監査の担当課と法人の許認可担当課、各社会福祉法人の許認可及び指導監査の担当課が異なっており、それぞれの権限に応じて、システムへの利用権限を設定してもらう必要があると考える。	都道府県
260	⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム ＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞	システムの具体的な活用方法について、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。 １、例えば、社会福祉法人等が行政から運営指導を受ける際に、監査項目のチェックリストごとに関係資料を事前提出することになるが、その資料を電子データで当システムに登録し、社会福祉施設等や行政担当者の負担軽減を図ることを目的に運用されるのか。 ２、指導監査においては①最低基準等が満たされているか、②報酬請求が適正であるか、③現場でのサービス提供実態確認などを行うことになるが、当該システムで活用することを想定すると、④最低基準等が満たされているかを確認することを中心に活用されるのか。	都道府県
261	⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム ＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞	東京都の指導検査業務システムに基づき拡充可能な有無の検証がされ、指導検査業務を所管する省庁、デジタル庁、東京都と協議して進められるとの認識である。一方で子ども家庭庁が保育現場におけるＤＸ推進しているなかで給付・監査等の業務の標準化など保育施設や自治体業務と連携した施設管理プラットフォームを整備を進められているが、社会福祉施設等にも当然のことながら保育施設も含まれていることから構築が個々とならないよう協議進めていってほしい。	政令指定都市
262	⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム ＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞	本市では、令和５年度に介護保険サービス事業者、有料老人ホーム、及び障害福祉サービス事業者等について、実地での検査において携帯用端末機を持参して確認結果を入力し、そのデータをもとに事業者への通知や指導に係る帳票を作成するシステムを開発しているため、この部分も共通化対象となれば影響がある。 東京都のシステムにはない独自の機能や仕様もあると思われるので、それらについては幅広く共通外仕様として（オプション機能等）認めていただく等、機能低下をきたすことのないよう検討いただきたい。 一方、制度変更の都度、当該内容を検査内容に反映するのに、手間がかかっている。共通テンプレートの提示等もご検討いただきたい。	政令指定都市
263	⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム ＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞	一般的に指導検査業務においては、当該検査の結果報告書の作成業務、文書等での是正指導業務、当該検査対象の事業者との対応記録作成業務等が付随すると思われる。つきましては、本件システムの共通様式化に際し、当該付随業務も同一システムで行えるようなシステム開発又は改修を御検討いただきたい。	中核市
264	⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム ＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞	・社会福祉法第59条に基づき毎年受ける書類については、すでに福祉医療機構が整備するWAM NETによる電子受付を行っているため、大量の書類の提出は受けていない。一方、法第45条の36に基づく定款変更などの法人の運営により随時受ける書類は大量の書面であり、これがデータにより完結することに期待する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
265	⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム ＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞	・社会福祉法第31条及び第32条に基づく法人設立の認可業務は、今ではほとんど発生しない業務であることから、設立しようとする者と所轄庁の双方にとって不慣れな手続きであり、「法や制度の理解」をはじめとした多大な負担が想定される。これが、当該システムによって支援されることを期待する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
266	⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム ＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞	・社会福祉法第30条に基づき、例えば法人が事業区域を拡大した場合などは、所轄庁が変更される。この場合に、新所轄庁からの依頼に基づき、旧所轄庁はこれまで扱った文書（定款変更の申請と認可等）を提供する場合があるが、全ての紙書類のコピーを取るなどの手間が発生する。今回のシステムにより、電子的処理（アクセス権の変更やファイルをダウンロードして新所轄庁へ提供するなど）が行えるようになり、作業時間が短縮されることを期待する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
267	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	障害福祉サービス事業者等に係る電子申請・届出システム（審査機能を含む）、事業所台帳管理システム、業務管理体制データ管理システムについて一体的に共通化・整備を行い、統合的なシステムにより一元管理を可能にさせていただきようお願いします。 また、サービス管理責任者及び行政処分等による欠格事項の該当者を共通データベース化し、申請・届出時に事業者からの研修の修了証などの書類提出を最小限にするとともに、不適切な配置が行われていないか指定権者がデータベースから確認できる機能を付加していただければと思います。	都道府県
268	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	介護保険サービス事業者についても同様の事務があり、電子申請届出システムがすでに運用開始されている。介護保険サービス事業者の事業者台帳部分についても同様の共通化の取組みを進めてほしい。 本市の介護サービス事業者の事業者台帳システムには、電子申請に対応して、独自に届出内容の詳細（加算の届出部分）についても電子ファイルで受領して事業者台帳システムに読み込む機能を開発しているので、機能低下をきたすことのないよう検討いただきたい。	政令指定都市
269	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	事業所台帳管理システムは、⑨で構築するシステムにデータを連携することで効率的・効果的な共通基盤としてのシステムになります。⑨と⑩がそれぞれで管理台帳を整備・構築、データ保有するシステムとならないように整理していただきたい。また、障がい福祉施設管理台帳システムとしてだけでなく、こども関係施設や高齢者福祉施設の管理台帳システムとしての展開も見据えた共通化システムの構築に繋がることを期待しています。	都道府県
270	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	毎月半ばに行われるエラーチェックで、国保連のシステムから抽出されるデータは個人単位だが、県で確認する際は個人単位のデータは不要で、事業所ごとにエラー内容がわかれば足りるため、事業所ごとにエラー内容が表示される仕様を希望します。	都道府県
271	⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞	障害福祉サービス提供事業所の指定申請に係るシステムの共通化にあたっては、地域生活支援事業所の申請・登録を行う事業者や市町村の利便性を考慮するなど制度全体を視野に入れたシステム構築を行うとともに、災害時の連絡先としての活用も検討すること。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
272	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	共通化されれば、事業を進めるのに有意義だと考える。 ただし、重層事業に多くの事業があり、それぞれの事業のなかで、既にあるシステムとの互換性などに配慮して導入いただきたい。	中核市
273	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	継続的な支援を行うためにも、相談記録プラットフォームがより有効活用できるものとなるよう、現在、紙で保存されている相談記録をデータ化できるよう検討していただきたい。	政令指定都市
274	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	各分野の相談記録と連動する際に、各分野のシステム標準化も考慮して連動するように検討していただきたい。	政令指定都市
275	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	相談記録プラットフォームを重層的支援体制整備事業を実施していない自治体も活用できるようにしていただきたい。	政令指定都市
276	⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞	・重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォームについては、現在千葉県で現状課題や市町村意見等も踏まえながらプロトタイプを開発している途上であると聞いており、具体的な仕様が定まらなければ、内容そのものの評価は困難と考える。 ・また、当該プラットフォームの必要性について、県内の重層的支援体制整備事業実施市町村のニーズが分からないため、現時点において、県で必要性について評価することは困難。 ・当該プロトタイプ completion 後、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における判断を踏まえ、制度所管府省庁で共通化を推進することとなった場合には、重層的支援体制整備事業が市町村の任意事業であることに鑑み、プラットフォームの整備は国で行うこと、プラットフォームの活用は市町村ごとに判断すること、更にはプラットフォームの導入及び運営にかかる費用は、国及び市町村において負担する仕組みとするようお願いしたい。 ・現状でも、重層的支援体制整備事業交付金の新たな機能分に係る都道府県負担分については、都道府県に実質的な裁量の余地はなく、厳しい財政事情の中で予算措置に非常に苦慮しているところである。 ・このため、本件プラットフォームの整備についても、市町村で実施する重層的支援体制整備事業における必要性や有用性を国で認めるのであれば、交付税措置という曖昧模糊とした手法によるのではなく、はじめから国及び市町村負担によることとしていただきたい。 ・なお、令和５年７月に厚生労働省から重層的支援体制整備事業システムの運用が開始されている。当該システムにおける支援ツールについては、相談者の情報や支援経過等の記録や検索に必要な帳票の出力もできるものとなっており、本件プラットフォーム導入の目的をほぼ達成できるものと思われる。 ・既に支援ツールを活用している市町村もあると思われるため、不足する機能があれば、随時重層的支援体制整備事業システムの改修で対応していく方がコストの面でも事務負担の面でも得策と推察する。 ・いずれにせよ、既存のシステムと開発中のプラットフォームとの差異を明確にし、より効率的・効果的な事務につなげていく必要があると考える。	都道府県
277	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム＜総務省＞	当該システムが共通化及び各自治体へ導入されれば、個人情報保護法に基づく行政機関等匿名加工情報の作成にも活用できるため、事業者等から利用に関する提案を受けた場合に匿名加工情報の作成を外委託する必要がなくなり、予算の節減、職員の負担軽減及び個人情報の漏えいリスクの低減が期待できると考える。	都道府県
278	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム＜総務省＞	各自治体が共通のシステムを使用することで、他の自治体のデータ活用事例を参照しやすくなると考えられる。EBPMの推進が重要な課題であるため、システムの共通化をぜひ進めていただきたい。	中核市
279	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム＜総務省＞	本市ではR7年度に先行自治体を参考に、庁内データの利活用基盤構築とPoCを計画しています。 構築を検討する中で、特に基幹業務システムとのデータ連携方法や匿名加工については、方法の検討や調整に多大な労力と時間がかかるだろうと予想していたところなので、是非構築に向け検討していただきたいです。	政令指定都市
280	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム＜総務省＞	匿名加工・統計データ化を行うデータについて、自治体に需要の聞き取りを行うなど、分析業務に十分活用ができるようご検討いただきたい。	政令指定都市
281	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム＜総務省＞	・公立小・中学校の適正規模及び適正配置の取組を検討するにあたり、児童生徒数推計や児童生徒の転出入動向などについて、きめ細かく把握することが望ましい。しかしながら、現在は個人情報を取り扱う権限がないことから、権限を持つ他課に依頼した上で情報を手に入れざるを得ない（＝タイムラグが生じる）。 ・当方が必要とするのはあくまでも定量データであり、個人の特定は不要である。よって、自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システムが実装された暁には、必要とする定量データを迅速かつ正確に自ら利活用できるようになることが期待されるものである。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
282	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム＜総務省＞	県として必要なデータの抽出が可能になるように、システム構築において十分にご配慮いただきたい。	都道府県

#	分類	意見	団体種別
283	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	3層分離の構造の中、データのやり取りがリスクなく、スムーズにネットワークを介してやり取りできるよう配慮してほしい。（業務系、LG-WAN系、インターネット系それぞれの間でデータのやり取りが発生すると考えている）	政令指定都市
284	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	■基幹業務システムからの自動連携 基幹業務システム（特に標準化対象システム）から定期的にデータを抽出する仕組みを検討いただきたいです。	政令指定都市
285	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	データ分析は効率的な行政運営を行う上で現在求められており、自治体間の差異の情報も重要である。RESAS等を活用しているが情報が古い。標準化等でデータが一元化され最新のデータ分析が行え、各自治体が必要とされる施策を正確に把握する材料となるように構築していただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）
286	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	■データ加工の自由度 匿名加工や統計処理のメニューを選択して設定する運用を予想しています。 自治体が独自の加工を行いたい場合、別サービスの利用や業務委託とならないように、SQLクエリやPython等のスクリプトの埋め込み、ノーコード部品の組み合わせ等、各自治体である程度のデータ加工の自由度を持たせていただきたいです。	政令指定都市
287	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	「行政データの匿名加工・統計データ化」とあるが、「仮名加工」についても対象となるよう配慮いただきたい。	政令指定都市
288	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	Ⅲデータの可視化・活用による政策実施等の的確化のために当該システムが選定されておりますが、“保有する行政データ”には様々な種類があるととらえております。そのうち、法的根拠を持つ業務(例えば住民票、市税、福祉、農業など)での処理件数等を上級官庁へ報告するような、いわゆる業務統計の作成においては大変有効な手段であり、また、EBPMが重要視されている現状では、システムが導入されて効率よく簡便に利用できれば政策立案に大変役立つものと考えております。 ただし、それぞれのデータは個人情報の集合体であるものも多く、税の情報などは重い守秘義務が課されております。そのようなデータを匿名化することが個人情報保護法と言う「行政機関等匿名加工情報」に該当するのか、その情報を他の地方公共団体も利用できる場合には「情報の提供」に当たらないのかなど、法令との関係性をご教示いただいて各団体が統一した見解で利用する必要があると考えております。一つ一つのデータの取り扱いや個人情報保護法の解釈を各自治体がバラバラに判断することとならないよう希望いたします。	中核市
289	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	■個人情報保護関係の整理 現在、データ分析基盤を導入・検討している自治体では、匿名加工やデータの保持について、それぞれで個人情報保護の整理をされていると思います。 匿名加工・統計データ化システムの検討の際に、個人情報保護の方針についても検討いただきたいです。	政令指定都市
290	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	・行政データの匿名加工には、課題が多い状況と考えております。 ・自治体にとっては、匿名加工は作成ノウハウが蓄積されているとは言えず、事務負担の増加に繋がっています。「データ要望者（※1）」の提案内容に応じたデータの粒度の検討や加工が求められるため、時間を要することとなります。また、匿名加工したデータについても、同じデータが別の提案に使えるとは限らず、その都度データの粒度等の検討が必要になるため作業効率が上がりにくいと考えます。さらに、匿名加工を委託する際は、データの規模・加工内容に応じて費用が高額となりやすく、データ要望者の負担となるため提案にまで至りにくい状況と慮します。 ・システムの作成にあたっては、分野ごとだけでなく、横断的な名寄せ・匿名加工ができるものにしていただけると、学術研究機関においても使用しやすいものとなり、活用の幅が広がるものと考えます。 ・なお、本システム稼働時の費用負担については、個人情報の保護に関する法律第119条を踏まえた応益負担にてお願いいたします。 ※1 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第112条第1項中の「行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者」を指す。	政令指定都市
291	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	総務省決定の「匿名データの作成・提供に関するガイドライン 第2 3」における「（2）匿名化処理の審査」「（3）統計委員会への諮問」の規定と同様、本県でも要綱上「匿名データを作成しようとするときは、有識者の意見を聞く」とこと規定しているが、システムを共通化する場合に当該審査・諮問については国の会議体で実施するなどし、自治体側の実施は不要となるように要望したい。	都道府県
292	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	匿名加工情報に対する法整備が、運用に即したものになっていないと考える。 個人情報保護委員会がきちんとした結論に基づき、具体的な指示要請を出してから、検討すべきである。 また、法的にクリアになったのち、システム標準化を機にデータ項目をそろえるべきである。 基本リストや中間サーバ情報にないものを、その時期の分析に欲しいという理由だけで情報を個別に要求し、基幹システム改修を強要するのは避けていただきたい。	中核市
293	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	■既存サービスの機能 検討する際には、既存SaaSのデータ連携やETLサービスの機能を参考にしていただきたいです。	政令指定都市
294	⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省>	BIツールでの分析やオープンデータ化についても、汎用的なものは共通化をご検討いただきたい。	政令指定都市
295	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	既存のシステムの更新時期なども踏まえつつ、速やかな共通化のシステムの導入につなげるためにも、判断材料となる導入、運用にかかるコストや既存システムからの円滑なデータ移行の手法、また移行のスケジュール等について、できるだけ具体的に共通化推進方針案の中で整理をしていただくよう要望する。	都道府県
296	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	共通化の是非を検討する際には、標準化におけるスケジュールや費用に関する課題を詳細に分析し、各地方自治体の状況を十分聴取した上で、慎重に判断していただけますようお願い申し上げます。	都道府県
297	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	標準化対象業務が令和7年度末までの移行期限を遵守できるか不透明な状況になりつつあり、現時点で「密接に関連する業務」の共通化の是非は判断困難です。 20業務に密接に関連する業務のシステムについては、今後デジタル庁において、その実態を調査し20業務の標準化の動向を見据えて、共通化対象とするか否かを検討する必要があるものとされていることから、自治体の標準化移行と運用の状況を踏まえて判断いただきたい。	中核市
298	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	国が主導して進めている標準化移行について、急性すぎる感があります。20業務を標準化するため地方自治体とベンダーが取り組んでいる最中なので随喜をみて共通化の是非の判断をお願いしたい。	町村
299	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	密接関連業務に係るシステムについては、20業務の標準化移行に伴い、各自治体においてシステム再構築を余儀なくされており（現行システムが20業務のシステムと密結合している場合や、標準化を契機に事業者がパッケージ構成を変える場合には、大幅な再構築が必要となるし、そうでない場合も、少なくともデータ連携部分の再構築は必要である）、既に再構築に係る対応が急ピッチで進められているところである。共通化対象となった場合には、各自治体において対応の再検討が必要となることから、国においては、できる限り早急に調査・検討を行い、検討状況・検討結果については、逐次、自治体に情報共有いただきたい。	政令指定都市
300	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	20業務を除かずとも、移行困難で頓挫している自治体を共通化で救ってはどうか。	都道府県
301	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	現在の基幹20業務のシステム標準化対応によって、切り捨てられてしまった業務（システム）も多々あることも踏まえ、ご検討いただきたい。	特別区
302	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	本県では、自治体クラウドを形成する団体において、「畜犬管理システム」「し尿管理システム」等のシステムをガバメントクラウドに移行することとしているため、共通SaaSへの移行によって二重でイニシャルコスト（移行経費）の負担が生じることのないよう、財政的支援策を検討いただくよう要望する。	都道府県
303	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	10 畜犬管理システムについて 令和6年 地方分権改革に関する提案募集に際し、他2市と共同提案した通り、本システムの共通化はぜひとも推進していただきたいと考える。 【共通化に賛成の理由】 現在、犬の登録についてはシステム導入の有無、つまり犬の登録原簿の管理方法が各市町村により異なっている。システムの共通化によって、原簿の管理方法が市町村間で標準化され、狂犬病予防法施行令第2条の2に基づき行うこととされている、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付についてのデジタル化による事務の軽減を図ることが可能となる。「狂犬病予防法の特例制度」への最新の参加状況（令和6年7月1日時点）が全国自治体内で約17%にとどまっていることから、当該解消については、新規システム整備に拘らず、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」といった既存のものを活用するなどにより、早期の措置の実現が可能と考える。 【費用対効果について】 システム共通化により現在システムを導入していない市町村においては事務手続きの簡素化から人件費や登録申請書の紙の削減ができ、すでにシステム導入をしている市町村においても共通化により上記のとおり市町村間の通知及び登録原簿の送付のデジタル化による事務の軽減を図ることができる。また、犬登録システムの運用を含む犬登録事務に係る費用は、飼い主からの犬登録手数料によって賄われているため、共通化後も登録手数料を徴収することが可能なシステムを導入すれば、飼い主負担によりシステムの維持管理が可能である。	中核市
304	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第1回）の資料4のP11に記載されている、いわゆる20業務と密接に関連する「し尿管理システム」は、どのような内容を管理することを想定するものか、今後実施される調査・検討の中で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	中核市
305	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	本市においては、下水道事業受益者負担金新規賦課・徴収業務から、過去に賦課し徴収を猶予している受益者負担金の管理業務へと、年々業務の比重が変化してきている。そのため、標準化業務における情報(宛名情報、固定資産税などの情報)について、今後連携し活用できるのであれば、より効率的な業務遂行が可能となると考える。 標準化業務における情報(固定資産税の情報)について、現在活用できていない原因としては、システム自体が問題ではなく、当該業務において税情報を利用できる法的根拠がないことが問題であると考えている。共通化での利用を想定するのであれば、法改正を含めた検討を強く望む。 なお、宛名情報については、住民基本台帳情報だけでは不十分、住民登録外の個人・法人の宛名情報を含むものが必要となっている。これについては、既存のシステムにおいても、既に連携済みであり、業務に活用している。	中核市
306	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	本市においては、下水道事業受益者負担金新規賦課・徴収業務から、過去に賦課し徴収を猶予している受益者負担金の管理業務へと、年々業務の比重が変化してきている。また、過去の市町村合併により、本市と制度の異なる旧合併町の制度も併せて管理している。更に、本市においては、地方自治法に基づき徴収する公共下水道事業分担金についても同一のシステム上で維持管理している(1市2町の5つの制度を1システムで維持管理)。よって、単に受益者負担金・分担金システムといっても、その詳細は自治体ごとに内容が異なり、複数制度を維持管理しているような状況である。共通化されるシステムに、1自治体で維持管理している全ての制度が対応できるものでなければ、導入は困難である。	中核市
307	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	当課の新住宅総合管理システムは本県の住宅供給公社の再委託先であるベンダーが販売するパッケージシステムに本県独自機能を追加したものであり、当該システムは本県の住宅供給公社が県営住宅の管理代行業務を円滑に実施するために相当の期間とノウハウを費やして改良を重ね、県営住宅の管理代行業務を担う本県の住宅供給公社の業務に最適化されたシステムとなっている。そのため、システムの共有化は困難であると考える。	都道府県
308	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に基づき、生活保護法の規定により行う、中国残留邦人等への支援給付事務について、密接関連業務に位置付けて、共通化を進める方針とした方が良いのではないかと。	都道府県
309	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	就学システムと密接に関連するシステムとして「特別支援教育就学奨励事務」を共通化（もしくは標準化）の対象として要望します。当該事務は国庫補助金対象の全国共通事業であるとともに、就学援助に係る業務と合わせて管理している自治体が多く、有用と考えます。	政令指定都市
310	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討<デジタル庁>	各地方自治体が独自に実施していることも医療費助成やひとり親医療費助成等について、各地方自治体で認定基準や助成範囲が異なり、地域によって助成内容に差異が生じていることから、仮に共通化しても必要な情報の過不足があることが想定されるため、統一的な医療費助成制度を創設していただきたい。	中核市

#	分類	意見	団体種別
311	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討＜デジタル庁＞	本市のこども医療費助成制度などにおいては、医療保険の加入関係の確認を行っているところである。令和6年12月2日から現行の健康保険証からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行するが、マイナ保険証の券面情報では、医療保険の加入関係を確認することができない。今後、20業務に密接に関連する業務・システムの調査検討を行い、こども医療費助成制度の業務・システムを共通化することとなった場合には、医療機関等に設置しているマイナ保険証から情報を読み取る機器を役所にも設置し、迅速に対応したいと考えているため、機器の設置についてご検討いただきたい。	中核市
312	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討＜デジタル庁＞	現在進行中のシステム標準化と合わせ母子父子寡婦福祉資金貸付業務システムはパッケージ導入を検討したが、対応できるベンダーがいなかった。共通化の際は、遅れることのないよう、ベンダーが対応できるようなスケジュール設定が重要である。	中核市
313	+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討＜デジタル庁＞	障害者手帳を所持している方は、条件に応じて有料道路の割引や都営交通の割引を受けることができます。その申請は手帳を所持する方や代理の方が市町村の役所で行っています。紙で申請書を出してもらうため、紙の管理や集計、記載内容が不鮮明等ということで、NEXCOから入力内容を申請者に確認するよう依頼を受けるといったことが生じています。多くの自治体で実施している事業ため、有料道路の割引や都営交通の割引を共通化システムで対応していただくことは可能でしょうか。	市（政令指定都市及び中核市を除く）